令和７年１２月１日（月）

４　日　目

（一般質問）

１．応招議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

２．出席議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第７番	志鳥　勝則
第８番	海老原友子	第９番	勝山　修輔
第10番	津野田重一	第11番	田村　　稔
第12番	稲見　敏夫	第13番	小川　公威
第14番	稲川　　洋		

３．欠席議員

第６番　篠塚　啓一

４．職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長　大山　光夫　　書記（総務係長）　山崎　圭美

書記（主事）　石川　雄大

５．執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町　　長	星野　光利	教 育 長	増渕　　忍
総務課長	星野　和弘	企画課長	柴　　光治
税務課長	信夫　一行	住民課長	髙橋　文枝
地域生活課長	沢邉　　孝	健康福祉課長	海老原昌幸
子ども家庭課長	浜野　知子	農政課長兼農業委員会事務局長	松本　勝彦
商工課長	保坂　武志	都市建設課長	鈴木　伸司
建築課長	星野　敏克	上下水道課長	猪瀬　保夫
会計管理者兼会計課長	日野　妙子	教育総務課長	佐藤　史久
生涯学習課長	深谷　　昇	デジタル推進室長	田仲　進壽

６．本会議の事件は、次のとおりである。

日程第１　　一般質問

午前１０時００分　開議

○議長【稲川　洋君】　皆さん、御起立願います。

（全員起立）

○議長【稲川　洋君】　おはようございます。

（議員・執行部　一同礼）

○議長【稲川　洋君】　御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は１２人です。

６番・篠塚啓一君から、欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

（欠席議員　６番　篠塚啓一君）

○議長【稲川　洋君】　日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔、明瞭なる答弁を求めます。

順序に従い、３番・鶴見典明君の発言を許します。３番、鶴見典明君。

（３番　鶴見典明君　登壇）

○３番【鶴見典明君】　それでは、通告順に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。１番くじを引いていただきましたので、少し緊張感はありますが、緊張感によって成長を遂げるということなので、しっかりとですね、一般質問を行ってまいりたいと思います。

政府のほうでは、物価高対策ということで、重点支援地域交付金ということで、お米券や電子クーポンなど、また、物価高騰対策というふうなことで、エネルギーコスト、ガソリン価格などの負担軽減のために暫定税率の廃止なども年内に行うというふうなことが挙げられております。また、子ども・子育て世帯に対しましては、一人当たり２万円の応援手当を支給するなどというふうなことで、年末にかけて明るい話題が飛び込んできております。一方では、熊本地震や相次いでいる熊出没による被害などが多発しているということで、自然環境の変化によるですね、災害は予想がつかない状態にあり、不安を隠せないところがあります。そういった状況を踏まえまして、今回の一般質問をさせていただきます。

それでは、要点を絞りまして、３点の質問をさせていただきます。

まず、１点目、子どもの居場所について。子どもたちの安心な居場所づくりに子ども食堂の利用が有効であると考えるが、町の考えは。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

子ども食堂は、子どもが一人でも行ける無料又は低額の食堂で、食事の提供だけでなく、地域で交流を深める場としても機能し、子どもから高齢者まで集う地域の居場所となっているものでございます。町では２カ所の子ども食堂と情報交換を行っており、県が主催している子ども食堂の情報交換会や、子ども食堂サポートセンターについて周知するほか、活用可能な国や県による運営費の助成に関して情報提供するなど、安定した運営のためのサポートに努めているところでございます。子ども食堂は地域の子どもたちに居場所を提供するだけでなく、課題を抱えた親子の存在に気づき、必要な支援につなげるという点において重要であると考えております。国や県の支援策を活用しながら、子ども食堂をはじめ、支援が必要な子どもたちの居場所の確保について更なる調査研究を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　それでは、再質問に入らせていただきます。

こどもまんなか社会として、子どもがですね、健やかに安心してなおかつ安全に成長できる環境を提供するというようなことで、子ども居場所づくりに取り組んでおられますが、学校教育が全てではなく、家庭教育との両立があってですね、子どもは車の両輪のような支えがあってすくすくと育つというふうに言われております。また、更にですね、それを見守り、なおかつかじ取りなどを行っていくということで社会教育があるのではないかなというふうに考えております。また、その社会教育がとても重要であり、高度成長におかれましては子どもの居場所として必要なのであるというふうに認識をしております。

我々、子どもの頃はですね、川遊びや田んぼで遊んだりとかというふうなことで、泥んこになりながら楽しく過ごせる居場所などもあったかと思われます。そういったことで、ストレスを抱えることなどもなく幸せに過ごせたのかなというふうに振り返ると思っているところです。我が町においては、どうでしょうかね、そういったところが少なくなってきている、環境の変化によって少なくなってきているのではないかなと私は感じておりまして、子どもの居場所としては子ども食堂などがあってですね、そこでいろんなコミュニケーションを取れるというのが子どもたちの居場所なのかなと私は考えておるんですけども、今後子ども食堂に対する町としての、何でしょうかね、支援というか、町としてどのように関わっていくのか、その辺をお聞きしたいと思いますけども、よろしくお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、子ども食堂というのは食事を提供する場だけではなく、課題を抱えたお子さんを見つけるための入り口だと思っております。また、入り口で見つけたお子さんを必要なサービス、支援のほうにつなげていくのが町としての今後重要な役目だと思っております。ですので、町としましては、入り口である子ども食堂に関しましては、運営していただいている方の支援というものに関しては前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　３番、鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。なかなか学校では話せないけれども、何でしょう、近

所のおじいちゃんやおばあちゃんなどであったら素直に話せるというふうなことで、そこで話すことによって、どれだけストレスを抱えているか、また、学校で何かトラブルがあって、そういったこともちょっと話したりするということなので、そこでそういうことを吸い上げるというんですかね、ことができることによって、次のサービスにつなげたり、次の支援につなげたりというふうなことができるのかなというふうに思っているところなんですね。

先日、人権カレッジ、ちょっと私、毎年ですね、５回のカレッジ受けているんですけども、第１回の人権カレッジの中で、教育長もおられたかと思うんですけども、子ども食堂から見た子どもたちの未来というふうなことでやられておりました。私もちょっと調べたんですけども、令和５年度の児童虐待相談件数が２２万５，５０９件、前年度プラス１万６６６件というようなことで、ちょっとこの数字を見てとても驚いたんですけども、やはりこれだけ悩みを抱えている子どもたちが多いのかなというふうに思っているので、ぜひともですね、そういったところで、子ども食堂の中でそういった悩みであったり、抱えている、何でしょうかね、そういうストレスなども吸い上げたりして、少しでも子どもたちがすくすくと育てられる環境が整えられたらいいのかなと思っているんですけども、その辺について何かお考えがありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

子ども食堂に来るお子さんというのは、一番、先ほども申し上げましたように、支援が必要なお子さんを見つけるのが目的ではあるんですが、その支援が必要なお子さんというのは、決して全てが親からの虐待というわけではないと思っております。例えばひとり親とかで子どもとの生活を守るために今の生活がいっぱいいっぱいで子どもとのゆっくりした時間を持てないという、そういうお子さんたちのことも受け入れるのが子ども食堂かなというふうに考えております。そのときには、やはりそういう保護者の方が頑張っているお子さんたちというのは、保護者にそれ以上心配をかけたくないということで、やはり保護者にいろんな悩みであったりとかを話せないのかなというふうに考えているので、それを子ども食堂の第三者の大人が聞くというのは大変貴重な場であるかなというふうに考えております。

また、あわせて、たとえ月に１回、月に２回であったとしても、その保護者にとっても自分で御飯を作らずに子どもと一緒に人が作ってくれた御飯をゆっくり食べるというその時間も子ども食堂にとっては大事な時間の提供かなと思っておりますので、子ども食堂の運営に関しましては、今後先ほど議員がおっしゃった人権カレッジの先生も小学校区に１個ずつ子どもたちが歩いて行ける場所にあるのが理想だとおっしゃっておりましたので、それを目指して頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。そうですね、私もそのように考えておりまして、やはり小学校の近くにですね、ふらっとというわけじゃないですけども、ぶらっと立ち寄れるというんですかね、そういう子ども食堂というか居場所があってもいいのかなというふうに私は思っております。

実は、登校班の見守りを私もやらせていただいたときに、なかなか足の進まない子がおりまして、校長先生が声かけていたんですけども、やはり朝御飯を食べられずにやってきているということで本当に

寂しくなりましたので、何かそういった方というか、そういう貧困というんですかね、お子さんがおられるんだなって、我が町にもそういう子もいるんだなというのをすごく感じてですね、やはりそういった子のためにも子ども食堂は重要であるというふうに考えておりまして、先ほど答弁にありましたように、小学校区域にですね、一つずつ置いていただけると、ぶらっと寄れるというんですかね、そういうふうな場面にもなるかと思いますので、ぜひともですね、そういった取組みを町のほうでもですね、支援していただければ幸いかなというふうに思っています。

人権カレッジの中にも、目に見えるところは氷山の一角というふうにおっしゃっておりました。なので、やはりそこをいかにですね、感じ取っていただいて、何かの手だてというか、支援であったりとか、そういうサービスにつなげられることが子どもたちにとって健やかに成長できる場面であるのかなというふうに思っております。子どもたちのために、この子ども食堂というのが、ぜひともですね、あるべき姿なのかなと思っている次第なんですが、上三川町においては、そういった貧困であったり、そういった子どもたちのために支援体制というのでしょうかね、そういったところで何か考えていらっしゃるところがありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

先日の１１月２２日の下野新聞にも掲載されていたんですが、上三川町の社会福祉協議会のほうで、上三川町の子育て世帯の困窮世帯のほうにお米のほうを配付していただきました。上三川町のほうの要支援児童、学校等で把握しているような児童や、また社会福祉協議会のほうでいろんな貸付けで会ったりする世帯のほうにお米を希望を取って送っていただいております。また、今後、先ほど答弁のほうに二つの子ども食堂と上三川町、情報連携しているというお話をさせていただいたんですが、その１カ所の子ども食堂のほうで、その子ども食堂をやるときに社会福祉協議会のほうで相談窓口を開設していただき、そこで相談に来た方にも今回配付していただいたお米と同じものを配付していただけるというお話をこの間伺いました。町が直接やっているわけではなく社会福祉協議会の方がやっていただいた事業ではあるんですが、そこは情報連携して、きちんと困窮世帯のほうの情報を町でも今後把握していきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。そうですね、相談窓口があると、何でしょう、一緒にというか話を聞く場面もできるのかなというふうに思っております。食事を提供するだけでなく、一緒に食事を食べながらお話をすることで、寄り添ってお話を聞けるというんでしょうかね、そういったことができるのかなと思いますので、すごくいいことかなと思いました。

また、更に、社会福祉協議会のほうで困窮世帯にお米の配付をしていただいたというのは本当にありがたいことであって、一方では食品ロスであったりというふうなことで、なかなか食べられない子もいるのに食品ロスが逆に多いというようなこともあるので、そこを何かつなげるというかですね、横のつながりをうまくつないでいけるような、そういうサービスもあってもいいのかなというふうに思っておりますので、何か町が子ども食堂だったり、地域のそういう、例えばＪＡさんとかそういったところと

横のつながりを設けたりして、食費だったり食材などをお届けしたりとかという、そういうサービスのつながりなどもあっていいのかなと思うんです。そこの橋渡しみたいのって町のほうでやっていただいたりするのでしょうか。教えてください。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

フードバンクというものが各地域にあると思うんですが、今残念ながら上三川町のほうにはフードバンクというのが存在しておりません。先ほどの子ども食堂の一つの子ども食堂で、お弁当を配るだけではなく食料品等をその場で配っていただいたり、また、困っている方に食料品を送っていただいたりということはしているんですが、ただ、フードバンクというのまでは上三川町では至っていない状況です。ただ、先ほど議員がおっしゃったように、食品ロスであるとか、提供いただけるものをきちんと必要なところに配るという体制というのは必要だと思っておりますので、今後いつできるというふうにはお答えできないんですが、フードバンクのようなシステム、体制づくりというのは努力していかなくちゃいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。ぜひ、そういったのがつなげられるのであればぜひともお願いしたいところでございますので、この子ども食堂をつくるというか、設立する背景を私もちょっと調べたんですけども、なかなか設置する、指定するというふうなのはハードルが高くて、なかなか簡単に子ども食堂を設置するというのが難しい状況なのかなというふうに思っております。一方で、子ども食堂も採算がやはり合わないと、せっかく設置しても運営が難しくて破綻してしまうというふうなのも実際に聞いております。そこで、町のほうとして、子ども食堂を設立したい、あるいは今後子ども食堂をつくっていきたいという方に対する支援であったり、あるいは何かそういうアドバイスであったり、そういうふうなのを行っていこうというような考えなどはございますか。教えてください。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、設立に関しましては、栃木県のほうで子ども食堂サポートセンターというのを設立して、今設立に関してのアドバイス等をやっておりますので、町としてはあまりその設立に関してのノウハウというのは持っていないので、設立の仕方というのは県のほうのサポートセンターに御案内したいかなと思っております。ただ、先ほど議員がおっしゃられました運営費の補助であるとか、又は設立のときの資金であるとかに関しましては、これはやはり町としてやっていくべきことではあるのかなと思うので、県の補助金であったりとか国の補助金であったりとか、利用できるものを今後探していって、前向きに支援については検討していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。支援のほうですね、前向きに捉えていただけるということで、ありがとうございます。

今後、今二つ設立されているというようなことなのですけれども、七つの小学校がありますので、一つずつ増やしていけることを願っているところなんですけども、町が設立するわけではなくてＮＰＯ団体であったりそういうところの方が設立して進めていくわけなので、なかなか思うようには進まないとは思うんですけども、今後のビジョンというか今後どのように増やしていくというか、設置を増やしていただけるような、そういう呼びかけであったりとか、何かそういうのって今後進めていく予定などございますか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

今運営していただいている二つの子ども食堂の片方の方が始めるときに、やはり子ども食堂というのはどのようなものなのかというのがまず分からないので、どのように進めたらいいのか全く見当がつかないというようなお話をおっしゃっておりました。やはり子ども食堂というものを運営するためには、子ども食堂がどういうものなのか、どういうふうに運営していけばいいのかという情報を知ること、知っていただくことが一番これから始めるという方に後押しになるのかなと思っております。

今、町としましては、今二つやっている子ども食堂が、開催日に関しましては、最初の頃の周知に関しましては協力をしていたんですが、今の周知に関しましては、それぞれの皆さん自分たちで周知を努力してやっていただいているところがありますので、それを更に広く町内の方に、多くの方に知っていただけるように、上三川町の情報アプリであるとか、そのようなものを活用して、皆さんに今、上三川町でこういう子ども食堂をやっているということを知っていただくことが今後増やしていく第一歩なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　そうですね、なかなか上三川町に子ども食堂があるというのを御存じでない方が多くおられるんですね。まず、そこから掘り起こしていただいて、知っていただく、又は広げていただくということをぜひ今後も続けていただければ幸いかなというふうに思っております。

それでは、子ども食堂に関しては以上で終わりにしたいと思います。

次の２番目の質問ですね、道路橋梁維持管理について。町は、磯川緑地公園の木道や蓼沼橋など、維持管理及び修繕についてどのように行っているのか。お伺いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

磯川緑地公園は、林や川などの自然を生かした公園で、園内には約１．４キロメートルにわたって木道が設置され、多くの方々に散歩などで楽しんでいただいております。また、東蓼沼橋は、蓼沼緑地公園と向川原を結ぶ延長約２００メートルの橋梁で、歩行者や自転車、農耕車等に利用され、木製の潜り橋としても知られております。両施設に共通し、床板材に木材を使用していることから、定期的な修繕は必須であり、毎年維持管理費を確保した上で、職員や管理業者、また地域の方々の御協力を得ながら現状把握に努め、傷んだ床板材を確認した時点で応急処置や交換等を行っております。これに加え、木

道に関しては、昨年度、全延長にわたり点検調査を実施して現状把握に努め、また、東蓼沼橋に関しては、橋梁長寿命化計画に位置づけ、計画的な修繕に努めております。今後とも、安全で安心して利用できる木道、橋梁とするため、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らさせていただきます。町では緑地や水辺の親しむことができる町民の憩いの場、また子どもたちの遊び場としても快適に安心して公園利用ができるようにということで、公園施設の老朽化対応や清掃活動なども行っておられるというふうに聞いております。なおかつ、計画的に修繕も行っていただいているというふうなことなんですけれども、点検の実施なんですが、昨年度実施されたというのですけれども、定期的にというのは年に１回なのでしょうか。どういった点検を誰がどのように行っているのか、分かったら教えていただけますか。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えいたします。

まず、磯川緑地公園につきましては、管理委託業者が入っておりますので、こちらが点検しております。それと併せまして、職員が年１回以上の点検を実施しているところでございます。

磯川緑地公園の東蓼沼橋につきましては、向川原自治会にですね、管理の委託をしておりまして、こちらにつきましては月１回のパトロールをしていただいております。それと併せまして、職員は３回から４回、年間点検を実施しているところです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。その結果、何か修繕というかが必要な箇所、あるいは壊れている箇所などが見受けられて修繕を行うというふうな事案というか事例はあったのでしょうか。教えてください。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　日常のですね、点検と先ほど答弁でもありましたが、木道につきましては調査委託をかけまして、どこが傷んでいるのかというようなことは把握しております。それに基づきまして今後修繕を図っていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　修繕をする、しないの、何でしょう、基準というのはございますか。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。

調査の中では、木道につきましては４段階で評価しておりまして、悪いから普通までの４段階に分けております。今回実施した中で、約３００基、３００スパンが木道としてはあるんですけれども、この中で約４０基ほど修繕が必要だということは把握しております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。
○３番【鶴見典明君】　では、その４０基の修繕の予定とか、その辺の見通しは立っておられるんでしょうか。
○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。
○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。
　今４０基ある中で、当然予算規模というところを考慮しながら修繕していくことになりますので、特に悪いところから順に修繕のほうは図っていく予定でございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。
○３番【鶴見典明君】　なぜこれちょっと質問したかといいますと、現在ベニヤ板で木道の板を修繕していただいておられるんですけども、地元の農家さんであったり、特に向川原自治会なんか、あそこ生活道路で行ったり来たりしているんですが、木道の上にベニヤ板を張られているんで、すごく何でしょう、がたがたしちゃっていて、特に農機具というかはすごいショックがあってですね、渡れないというか渡りにくいというんですね。その辺って何かどのようにお考えでしょうかね。
○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。
○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。
　東蓼沼橋のお話かと思いますが、こちらにつきましては、パトロール等日常の点検の中で修繕が必要だと分かった時点で、まずは応急的な処置ということで板を張りつけて修繕をまず行っております。あとですね、こちら通学路にもなっておるところでございますので、修繕には長期間を要しますので、春休みですとか夏休み、基本的には夏休みなんですけれども、こちらの時期、一定期間をですね、通行止めにする形で修繕を図っているところです。でありますので、応急的に張った板につきましては、一定期間そのままの状態が続いてしまうということは、そういうことになります。
　恐らく農耕車、軽自動車とか軽トラックとかということであるかとは思いますが、こちらにつきましては、段差等あるところで走りづらいということはあろうかとは思うんですけれども、基本的にはですね、徐行等を促すような形で通っていただきたいというふうに考えているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。
○３番【鶴見典明君】　応急処置でベニヤ板を張っていただいているということで、すごく応急処置としてはありがたいところなんですけれども、やはり応急処置は応急処置だと思うんですね。であれば、いつまでにでは応急処置をやって、いつまでに修理、修繕を完了するんだというような、そういう周知であったり、工事現場であったらいつまでに工事完了しますよというような表示があってしかるべきなのかなと思ったりするんですけども、そういった周知とか表示などはされておられますか。
○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。
○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えいたします。
　通常ですね、これまで周知等はしておりません。というのはですね、その修繕をする発注の段階直前で最も必要な悪いところから順にやっていくということでございますので、その中で全てがですね、予

算の規模にもよるんですけども、必ずしも全てを直せるわけではないということもありますので、どこの箇所を直すかといったところは直前にならないと分からないという中で、確実性という担保みたいなものはちょっとないという中で周知等はしていないというところでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　地元の方から、いつ直るんだというか、いつまで修理、修繕を行っているんだということをちょっと言われていまして、やはりそういった方のためにも、いつまでにこの暫定的な修繕を行って、最終的に例えば年度内にやるとか、大枠な予定でも結構だと思うんですけども、何かそういった周知も必要なのかなと思うんです。そこまでやったら地域の方も我慢して使おうかみたいなこともあると思うんですけども、いつ直るのか分からない不安というか、のまま使っているというのが、それがちょっと問題かなと思ってはいるところなんですけども、今後そういった周知をなさるような予定ってございますか。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　今ですね、東蓼沼橋で修繕が必要な箇所ということで、６０枚程度というふうなことで今把握しております。これを今後修繕していくことにはなるんですけども、今時点での数字ということで、この数字であればある程度修繕は可能になってはいくんですけども、今後もそれが天候とかいうことで傷みというのは都度変わっていくということになりますので、その数というのは変化していくということになると思います。でありますので、工事の修繕の時期というのは先ほど申したとおり夏休みであるとかということは周知できるんですけれども、その中で全てをですね、改善できるよというようなところまでは言い切れないところがございますので、工事の実施時期については、今現在でもですね、工事を発注する前に周知はしているところなんですけれども、その全体、どこが直るよといったところまでは周知できないということで考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　極端な話、周知はできないということでよろしかったですか。ちょっと二転、三転したところがあったので、もう一度お願いします。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　工事の実施時期については、周知、今でもしております。ただ、どこを直すかといったところまでは、どこまでが直るかといったところまでは周知できないということでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　分かりました。今後もそういった考えで、ベニヤ板を張って、修繕できる時期が来たら工事時期を案内するというふうなスタンスでやっていくというようなことですかね。

やはり切実な悩みをですね、当事者の向川原自治会であったり蓼沼の方は生活道路に使っているわけなんで、実際に課長も見に行かれたと私、聞いているんですけども、見に行ってどうでしたか。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。
○都市建設課長【鈴木伸司君】　私自身もですね、調査のほう行っておりまして、現状のほうは把握、確認しておるところです。議員のおっしゃるとおりですね、ベニヤ板が散見されるというのは把握しております。軽トラック等が走るときにはですね、スピードが仮に出ているならば、がたつきというのはあるだろうと考えられますが、その中で、徐行、スピードを緩めていただいて走っていただく、もともとが木床板でありますので、構造的にも軽トラック等はですね、当然走れる構造体にはなってはおりますが、もともとが木の材質で造っている橋でございますので、その傷み等を考えたときにはゆっくり走っていただくということが第一優先かなというふうに考えております。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。
○３番【鶴見典明君】　私もよくあそこを通らせていただくんですけども、やはり足元をのぞき込むと川が見えるところなので、すごく危険度があるところなので、その段差というのはやはりすごく不安になるのかなというふうに思うので、なるべく地域の方に理解をいただけるためにも、寄り添った説明はできるんじゃないかなと思うので、今後どういうふうにしていくのか、スケジュールとかね、そういったのだけでも連絡していただけるようにいただけるとありがたいかなと思うんですけども、そのスケジュールとかだけは、連絡するというのは可能ですか。
○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。
○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。
　何回もお話しさせていただいているところなんですけれども、春休みなり夏休みなりといったところで、箇所は限定的にはなるかとは思うんですけれども、周知するということは今現在でもしているところではあるんですけども、今後とも同じような形で周知のほうはしていきたいなと思っております。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。
○３番【鶴見典明君】　ありがとうございます。ぜひですね、少しでも地域の方の不安要素をですね、回避できるような取組みが可能であれば行っていただければ幸いかなと思っております。
　やはり木道なので、一般の道路と違って修繕の頻度が高くなってくるのかなというふうに思います。また、板の腐食というんですかね、だったり、傷み具合によっては修繕が早まったりというふうなこともあるのではないかなというふうに私も感じておりまして、特に磯川緑地などの木道を見ますと、以前は木道の板と板の隙間が、わざと隙間を空けて風通しよくすることで板の腐食の進行を和らげるというふうな対策を以前行っていただいていたような気がするんですけども、その辺は今でも実施されておられるのでしょうか。教えてください。
○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。
○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。
　磯川緑地につきましては、今おっしゃるとおり４枚並べる形で床板のほうは設置しているところです。おっしゃるとおりですね、耐久性等を考えたときに、雨水がたまりにくいですとか水はけがよいというようなことが構造的には求められるところかと思います。その中で、例えば傾斜をつけるだとか水抜き

を設けるとかといったところは必要になるかとは思っています。

今回ですね、磯川緑地公園につきましては、御存じのとおり磯川が流れているということで、そこからも分かるとおりですね、比較的緩やかではございますが、北から南に向けて高低差があるということで、勾配が緩やかではございますが、ついているところでございます。これに沿う形でですね、木道というのは設置しておりますので、木道自体に傾斜というのはついているということでございます。そういうことでございますので、ある程度水はけというのは考慮されていると思われまして、今のところは隙間等は設置していないというようなことでございます。

ただですね、今後補修する際なんですけども、ライフサイクルコストの低減というのは必須でございますので、そういうことを考えた上で構造等につきましては勉強していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　今の答弁の中ですと、傾斜をつけて雨水をそこにとどまらせないというふうなことでやっていただいているのかと思うんですけど、以前やっていただいていた隙間を空けて風通しよくするというふうなことは現在は行っていないというふうなことでよろしかったですか。もう一度、すみません。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。

今現在ですね、補修する中で隙間というものは特に設けておりません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　やはり私もあそこをマラソンの練習の後、クールダウンであそこを今歩いたりなんかしているんですけども、隙間がないところにコケが生えちゃっていまして、やはりそうすると水はけがどんどん悪くなって、その腐食の進行度も高くなっていくのかなというふうに思いますので、その辺ももし以前の改善に戻せるのであれば戻していただければなと思ったりしているんですけども、それを何かやらなくなってしまったというのってどういう背景なんですか。もし分かったら教えていただけますか。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。

大変申し訳ないんですけども、そのいきさつというところについては把握しておりません。ただですね、現時点で隙間が空いているところというのは私が見た限りではないというふうには確認しております。なので、隙間を空けて施工したという事例については分かりかねるところです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　では、後で調べておいていただけるとありがたいと思います。

ちょっとそれに付随してですけども、磯川緑地の遊歩道ですけども、通行止め区域がありますよね。

以前から通行止めなんですけども、あれはいつまでどのような期間で通行止めされているんでしょうか。逆に、いつから開通されるようになるんでしょうか。教えてください。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。

こちらはですね、本線と別の部分、支線の部分になるかとは思うんですけれども、一部ですね、令和６年の３月から使用中止にしているところです。こちらにつきましてはですね、その付近に咲いているハナショウブというものを近くで観賞できるようにということで設置されたと思われます。維持管理の考え方に直結するところになるんですけども、こちらは先ほどお話ししたとおりですね、本線の部分でも大分傷んでいるところがあるという中で、そちらの修繕というものを最優先に考えていくべきいうような方針でございます。でありますので、まずはそちらから直していくと。支線の部分につきましては、今後ですね、廃止を含めてどうしていくかというのは、在り方というのは考えていかなくてはいけないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　その結論はいつ頃出るんでしょうか。また、先ほどの蓼沼橋と同じように、利用されている方に、いつまで通行止めなのか御案内する、もしくは周知するなどの看板などがあってもいいのかなと思うんですね。いつまで通行止めされているんですかって私も聞かれたんですけども、ちょっと答弁しようがなくて、いつから通行止めになったのかもちょっと存じ上げていなかったんですけども、やはりそこも公園を利用する方のためにとっては重要なところなのかなと思うので、ぜひ周知をしていただければと思うんですけども、その辺、周知をするお考えはありますか。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。

使用中止にしてからですね、約１年半程度たつかとは思うんですけれども、この間ですね、利用者の方に御不便をかけているということは大変申し訳なく思っているところでございます。こちら、支線の在り方、廃止を含めてという話をしましたが、こちらの検討につきましてはこれからしていくところでございますので、いつ回答が出るかといったところはまだ未定でございますので、その周知というのはまだできないというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　では、ぜひとも早めにですね、その結論というかを出していただいて、利用されている方に分かるような説明というか周知ですね、をしていただければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、この質問を終わらせていただきます。

それでは、最後の質問ですね、野生動物の対応について。町は、野生動物が出没した際の対応についての手順や連絡方法について町民に分かりやすく説明及び周知を行っているのか。お伺いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

町では、上三川町鳥獣被害防止計画を作成しており、その中で緊急時の連絡体制を定めております。具体的には、住民の方や警察などから野生動物の目撃情報があったときは、かみたんメールや上三川情報アプリなどで周知、注意喚起を行うほか、町内小中学校、幼稚園等へ情報提供し、児童生徒の安全を図るとともに、警察やその他関係機関と連携し、地域巡回により住民への周知や安全確保を行うこととしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　御答弁ありがとうございました。

県内でもですね、熊の出没など被害が相次いでおります。熊のやはり出没だったり、あるいはイノシシ、ハクビシン、タヌキ、猿などですね、いろんな野生動物が生活環境に入ってきております。これは社会問題とも言える状況になっておられるかと思いますけれども、やはりそういったときの対応ですね、対応の手順というふうなのが重要なのかなというふうに思っております。その情報の発信もそうですけれど、かみたんメールやかみたん情報アプリですね、というふうなので発信していただくというようなことなんですけども、かみたん情報アプリの周知などはどのように行っておられますか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の質問についてちょっと確認いただいてよろしいでしょうか。

かみたん情報アプリの周知、それともかみたん情報アプリへの周知なのか、ちょっとそこの辺、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　かみたんメールであったり情報で連絡をしていただいているということなんですけども、私もインストールして見たりしているんですけども、なかなか情報がちょっと取りにくかったりするんですけど、実際にかみたん情報アプリなどに地域の情報などを載せて活用されておられますか。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　情報については積極的に載せていく方針となっております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　下野新聞の１５日の掲載を見ますとですね、矢板市が取り組んでおられます無料情報通信アプリ、ＬＩＮＥの公式アプリで熊出没の通知をグーグルマップと連動させて出没知点などタイムリーにお知らせするなどの機能を追加したというふうなことで、今回の費用は増減はなしというようなことで導入されているというふうなことなんですけども、今後、上三川町においても同様のかみたん情報アプリなどに反映するというようなことも必要ではないかなと思っているところなんですけども、そういった取組みなどは今後行っていく予定はございますか。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　矢板市の事例のお話ということでございますが、情報アプリにつきましては、まだ入れて数カ月、１カ月ぐらいしかたっておりませんので、そういった情報なども積極的に収集していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　イノシシだったり熊などは河川などを通じて渡ってくるというふうに言われておりまして、まだ上三川町は幸いにしてそういった出没などもないんですけども、今後発生した場合の手順ですかね、そこは明確になっておられるのでしょうか。教えてください。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　熊とかイノシシの出没の対応ということでございますが、やはり先ほど町長の答弁がありましたとおり、まずは住民の安全確保というのが重要になってくるかと思います。したがいまして、本町の場合、周辺、鬼怒川とかから渡ってくる可能性はあるかと思いますが、まず先日の下野新聞ですか、１１月２２日の下野新聞に県内クマ遭遇ＡＩ予測地図というのが公開されたということで、そちらを見ましても、上三川町から一番近いところでいいますと宇都宮西部地区辺りまでとなっています。そういったこともございますので、本町周辺地域で熊などの出没、目撃情報がありましたら、先ほど言いましたかみたんメールや情報アプリなどで町民に周知して、その状況を詳しくお伝えすることで、また安全対策ですか、そういったものをお知らせすることで町民の安全対策をまず図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　１８日の新聞ですかね、渡良瀬遊水地のイノシシの対策というようなことで、小山市、栃木市、野木町３市町で支援を行って、渡良瀬遊水地の何でしょう、ヨシというんですかね、それを除草したりとかというふうなことでイノシシ対策等を行っているようなんですけども、上三川町においてもそういった農地であったり耕作放棄地だったりというようなことで荒れている土地ですかね、そういったところに野生動物が生息するというようなこともありますので、上三川町においてもそういった荒れ地であったりそういったところの河川の生息してしまうおそれがあるところに関しては、町として何か対策を行ったり、あるいはそういったことを行う予定などがあったら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

荒れている土地ということでございますが、当然農地であればこちらは農業委員会とかとですね、連携して耕作放棄地の解消に努めていきたいということで考えてございます。あと、河川敷とかそういった荒れ地につきましては、当然イノシシなどの生息としても考えられるかもしれませんが、その他の野生動物の生息区域ということも考えられますので、その辺につきましてはちょっと慎重に検討していきたいというか、農政課だけで決められるものではございませんので、その辺は慎重に検討していきたいと考えてございます。

また、野生動物の被害ということでございますが、本町ではですね、人的被害を及ぼすイノシシとか熊とかというのの出没、かつてはイノシシの目撃情報とか猿の目撃情報というのはありますが、極めて少ないものでございます。やはり本町としては農作物への被害というものが多数を占めております。そういった、まず農作物への被害軽減ですね、こちらの対策のほうをまず進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○３番【鶴見典明君】　鳥獣駆除の予算が３０万８００円ですかね、昨年の予算……。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明議員に申し上げます。鶴見議員の通告では、野生動物が出没した際の対応についての手順や連絡方法について町民に分かりやすく説明及び周知を行っているのかという質問ですが、今の御質問はちょっと外れていますので、質問を精査してください。

○３番【鶴見典明君】　分かりました。

今後、発生した場合の駆除などについては、猟友会などを動員というか協力していただいて対応するというふうなことなんですけども、そちらの連絡だったり連携というのはされておられますか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、鳥獣の駆除ということでございますが、駆除につきましては、先ほど予算がありましたとおり、町としては年２回ですね、町の猟友会に委託して、カラス類それからカルガモなどの駆除を行ってございます。その他農作物への被害として、最近ハクビシンとかアライグマの被害がございますが、こちらにつきましては、町民の方、耕作者ですかね、から農作物への被害があったときに、その方へ捕獲の許可を出しまして、箱わな等を貸し出しているところでございます。

議員おっしゃるのは、多分、熊とかそういう危険動物が出没した際の対応かと思いますが、今年緊急銃猟制度ですか、というのが市町村に権限が渡されたということで、市街地で殺処分を目的で銃の許可を認められるということでありましたが、やはり町内で熊を駆除するということは非常に危険な行為でもありますし、また、猟友会のほうとはその辺の話はしているんですが、やはりそういったことを考えると、まずは駆除の前に町民の安全対策、それから捕獲も含めて検討していきたいと。その際には、警察や猟友会、それから県でいいますと森林環境事務所などと連携してですね、対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。鶴見典明君に申し上げますが、質問時間が２分を切っていますので、まとめて精査して質問を時間内に終わらせてください。

○３番【鶴見典明君】　ありがとうございました。町民の安心、安全を行っていくというようなのは義務ではあるのかなと思いますので、ぜひ今後も引き続きですね、野生動物が出没した際には手順どおり行っていただいて、速やかな対応を行っていただけるようお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川　洋君】　質問途中ですが、ここで１５分間休憩いたします。

午前１１時０７分　休憩

午前１１時１８分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　３番・鶴見典明君の質問が終わりました。順序に従い、９番・勝山修輔君の発言を許します。９番、勝山修輔君。

（９番　勝山修輔君　登壇）

○９番【勝山修輔君】　順序に従いまして、私の質問をさせていただきます。

私は１５年間ずっとこの問題についてやっているんですが、いきいきプラザについて。一つ目、いきいきプラザの管理運営業務についてお尋ねしたいと思います。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザの管理運営につきましては、設置当初より指定管理者制度を導入し、町が公募に基づき決定した指定管理者が主体的に管理運営業務を行うものとしております。現在は、株式会社日本水泳振興会を代表企業とする４者で構成された上三川いきいきプラザサポーターズが指定管理者となっており、適正な管理運営がなされていると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　ただ今の答弁にあったように、指定管理制度を取っているのは十分承知しています。ただ、管理料の原資は町税ですよね、それを支払っているので、「一切の収入及び支払いは町としては求めない」と町長は前回の答弁で私の質問に答弁しておりますが、町税で賄っている収支決算を求めないという根拠はなぜなのか、また、町民に知らせる義務があるのではないかと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　指定管理者からの報告につきましては、担当の職員がきちんと必要な書類、またヒアリング等の聞き取り調査をして、適正な管理運営がなされているという報告を受けています。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　管理運営をしているのはよく分かるんですが、自主事業の収支決算報告に係る情報公開請求の対応としては、上三川町情報公開条例の関係する規定にのっとり適正に処理していますと町長の答弁を聞いておりますが、規定の開示をお願いできますか。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　町の規約、ルールに基づいて担当の職員が適正な処理をしていくと思いますので、開示については議員のほうから開示の要求があれば請求をしていただいて、それで町のルールに基

づいて必要なものであれば開示をするという形になると思います。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　町長の答弁では、指定管理に関する職種、業種別の人員配置の計画は、各年度事業計画で報告を受けていると申しております。人件費の支出については１人ごとに指定管理者及び自主事業のいずれかの事業決算へ計上されていると答えていますが、その根拠となるものをお見せ願えますか。
○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。
○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　毎年度、指定管理者におきましては、その年度の事業計画書というものを提出していただいております。提出していただいたものにつきましては、毎年度、年度終了後ですね、６０日以内に事業の実績報告書を提出いただきまして、町の担当のほうでそちらの実績報告書に基づきましてモニタリングチェックであったりとか、そういったことで町のほうの行政のチェックはしているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　私は町長からの答弁を受けて精査しているんですが、私が情報公開でもらった書類には、一切１人ごとがどこからどういうふうに給料をもらっているという、載っているものは１枚もございません。あなたの課で情報公開しているんですが、載っているのはありましたか、ありませんか。町長もそれを見ているとして答弁しているんでしょうから、答えていただけますか。
○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。
○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　議員のほうで情報公開していただいた分について町のほうで保有している情報につきましては、町のほうの、先ほど町長もおっしゃられましたが、ルールに基づきまして、必要なものについて開示しているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　そうすると、情報公開して出てこない書類もあるということで理解していいですか。それとも、ないというふうに答えるんでしょうか。どちらでしょうか。
○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。
○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
　先ほどもお話しいたしましたが、議員のほうで情報公開ということで申請された分については、町のほうで保有している分について情報公開できる部分については開示しているところでございます。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　それでは、後日、１人ごとのどちらから給料が出ているかという明細を情報公開しますが、ありますね、ないですか、どちらですか。
○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃられている請求についてはこちらでお送りいたしますが、ただ、町のほうで保有している分についてということで先ほども答弁させていただきましたが、そちらについて公開できる分かどうかというところも、ルールにのっとって公開するという形にはなります。ただ、議員おっしゃられる１人１人ごとのというところは、書類があるかどうかというところは確認は取ってはおりませんが、基本的にそういった資料というものは通常ないものかとは思いますけれども、申請されれば町のほうで保有している分について情報公開の請求の制度にのっとって公開手続という形になるかと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　そうすると、町長の答弁はうそなんですか。町長はこういうふうに答弁しているんですが、人件費の支出については、「１人ごとに指定管理及び自主事業のいずれかから事業決算に計上されている」と答えているんですね。そうすると、１０人いれば１０人がこっち側です、こっち側です、自主事業です、指定管理ですと言っているんですよといって答えているんですが、それがないということでいいんですか。あるということ、町長はこれ、うそのことを答弁したんですか。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

指定管理事業、また自主事業、それぞれに兼務しているとか、指定管理事業と自主事業、それぞれに同じ人が両方の事業を行うということはないんです。基本的には、基本的にというか、ですから、同一人が指定管理事業と自主事業、そちらにカウントされるということはございません。それぞれに例えばＡという人がいれば、その方は例えば指定管理事業であるとか、そういった形になります。Ａという方が指定管理事業、自主事業、それぞれに計上されるという形にはなりません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　課長、何遍も同じことを言ってもしようがないんです。町長の答弁では、１人ずつ自主事業でもらっている人、指定管理でもらっている人が決算に計上されていると言っているんだが、この計上されているのがあるかないかを聞いているんです。まどろっこしいこと言ったってしようがない。ないならない、あるならある、あるなら情報公開に行くから出してくださいということなんです。よく分かりますか。分かりませんか。町長はそう答弁しているんだから、そういう書類があるんでしょう。ないんですか、あるんですか、どちらなんですか。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

指定管理事業、また自主事業それぞれに実績報告書というものは町のほうに提出していただいております。その中でも人件費という形で計上はされております。人件費という形で指定管理事業、また自主事業、それぞれの実績報告書という形で、それぞれの人件費であったりとか消耗品であったりとか、そういった経費ごとに人件費が幾ら、指定管理事業の人件費が幾ら、自主事業の人件費が幾らという形で、そういった実績報告書ということで提出は受けております。

以上です。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　ここに、自主事業でもどっちでもいいですよ、事業計画に載っている人件費を、教室の数、人件費の使っている人間で割ってですね、出したここに、これはアバウトですから確かなものじゃないんです、中に入れませんからね、あるんですよ。でも、町長の言ったものがないんですよ。後日、今情報公開に行きますので、出してください。
次に、令和６年の２月の人事支出の人員が１人ごとに指定管理業務と自主事業いずれかに決算計上されているものと答弁していますが、私が今持っているのには、決算書、１人の計上もされていませんが、どうなんでしょうか、町長。１人ずつの計算はないんです。全部載っているんです、人件費は人件費、１人ごとはどこにも載っていない。
○議長【稲川　洋君】　勝山議員に申し上げますが、その資料というのはどういう資料なんですか。
○９番【勝山修輔君】　自主事業と指定管理料で……。
○議長【稲川　洋君】　ですから、それは裏づけのある資料なんですか、ちゃんとした裏づけのある資料。
○９番【勝山修輔君】　情報公開で出したものだから、不詳じゃないでしょう。
○議長【稲川　洋君】　情報公開で出てきた資料に基づいて質問しているわけですか。
○９番【勝山修輔君】　はい、そうです。
○議長【稲川　洋君】　町長。
○町長【星野光利君】　申し訳ありません。私の手元に今その資料がございませんので、その辺の細かいお答えは担当課長のほうからさせていただきます。私のところには、全体的な指定管理業務について満足のいくものだという報告は上がってきていることをお知らせしたいと思います。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　では、１人ずつはあるかないか、後で聞きましょう。
２０２５、８月１日の議会で、いきいきプラザ指定管理業務に関する仕様書と目的広場の維持管理の仕様書に指定管理料は２億３，４６７万４，０００円です、それで指定管理の判断で管理運営を行うものですというふうに答弁をもらっておりますが、町の施設を指定管理者の判断で管理している明細がないのはどうしてですか。答弁願えますか。明細はないんです。あなた方からもらった情報公開の中にこの明細が一つも載っていないんです。それでよくこの管理にかかったお金が分かるんですね、幾ら払ったかがないのに。それはどうなんですか。町長もそれぐらいは知っているんでしょう。
○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。
○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。
指定管理の業務につきましては、毎年度、業務終了後にですね、業務実績報告書を提出していただいております。これは先ほども申し上げましたが、それに基づきまして、経費であったりとか、あとは指定管理業務の実施について適正であったかどうかというところを毎年度モニタリングといって、指定管理の状況について確認しております。そちらで町のほうではチェックをして、業務が適正に管理運営しているかというところをチェック、何度も言ってしまいますが、チェックしているところでございます

ので、適正に管理運営していると考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　あなた方からもらった情報公開の決算書にこの明細がないんですよ。帰ったらよく見てごらんなさい。指定管理料を払っているのの明細が出てこないんです。それを今あなたは、私の判断ですか、それとも課の判断か知りませんが、判断して認めているというから、明細が出ないものをどうやって認めるんですか。情報公開にありましたか、この明細が。あるのかないのか聞いているんです。ありましたか。あなたも私に情報公開を出して、私はお金を払ってもらっているんだ、もらっていればここに明細があるのかないのかぐらい分かりますよね。ありますか、ありませんか。指定管理をしたときに、ここを幾らで使った、ここを幾らで使った、ここの柱は幾らでやった、植木を幾らでかかっていついつでやりました。私は桜を切らないほうがいいよと言っているのに、桜をばたばた切って、その明細もないんです。だから言っているんです。明細はどこにありますか。情報公開にはありません。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

指定管理業務の個々のそういった指定管理に係る経費の明細ですね、そちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、毎年度終了後に実績報告書を基にしたモニタリングチェック、それを町のほうで指定管理者のところに出向いてですね、そういった経費であったりとか、そういった明細のほうを確認しているところでございます。ですので、町のほうで保管しているという形ではございません。あくまでも町のほうがそういった経費について、そういった内訳書であったりとか、そういった納品書であったりとか、どういった工事を行ったとか、そういった明細については指定管理者のところに出向いてチェックしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　まともな答弁をしてくださいよ。私が聞いているのは、指定管理料を払っていますと、指定管理者の運営は町の施設のものでも指定管理者がやっていますよと言っているんでしょう。そうしたら、これを何月何日に何をやりましたかという明細は町に出すべきじゃないんですか。それじゃ、お金は幾ら払ったんだか、あなたはどうして分かるんですか。これだけやりましたという結果が出ないとこれはおかしいんじゃないですか。町税は血税ですよ。それを払っていて明細がない。明細があると言っているんです、町長は。明細がないのはどうしてですか。それであなたは、誰がやったんだか分からなくて、お金がなくなるんですか。今ここで全部指定管理者が管理しているというんだから、かかった費用は、何月何日に桜を１０本切りました、芝をいつ張りましたという明細があったっていいんじゃないですか。一切なくてどうして分かるんですか、あなたが。私が情報公開したのに載っていないから聞いているんですよ。全部で枚数にするとこんなにありますよ。一度も載っていないんです。だからおかしいでしょうと聞いているんです。おかしくないという答弁してくださいよ。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

そちらにつきましては、何度も申し上げますが、指定管理者のほうでそういった細かい書類については保管しております。先ほども申し上げましたが、毎年度実績報告書を基に、どういった事業を行っているとか、そういったことについては町のほうで指定管理者の伝票であったりとかそういったものを、細かい書類等をチェックして、業務の実績を確認しているところでございます。ですので、町のほうでそういった細かい書類まではですね、保管している状況ではございません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　細かい伝票を毎年年度末にもらって、それが指定管理者に出している経費の中で分かるということなら、１年間も、ではそれを持たないでそのまま破棄するんですか、領収書を。

○議長【稲川　洋君】　勝山議員に申し上げますが、廃棄するとは言っていないですよね。

○９番【勝山修輔君】　では、そのものは、細かいところを把握しないという意味を聞いてください。

○議長【稲川　洋君】　いや、そういうことじゃなくて、課長が答弁しているのは、１年ごと役場で保管しているんじゃなくて、指定管理者が保管しておいて、それは年度末が過ぎたら適正に支出されているかどうかをモニタリングチェックしに行くという答弁だと思うんですよね。そうじゃないですか。

○９番【勝山修輔君】　それは、ではそのモニタリングのものを見せていただけますか。

○議長【稲川　洋君】　ですから、先ほども課長から、おかしいかどうかというのはこっちへ置いておいて、答弁によりますと指定管理者が保管するべき書類だと思うんですよ、ですからそれを役場としては確認に行くと。それで、今までそういった規定がないからという答弁。

○９番【勝山修輔君】　ないということを信じますから、議長の判断でしょうから。ないからでいいですから、では次に入りますが、指定管理業務の利用税は……。

○議長【稲川　洋君】　利用税ですか。利用税というのはどういうことなんですか。

○９番【勝山修輔君】　次の問題です。利用収入は令和５年度に２億３，４６７万４，０００円ありました。今度、それが総額でいうと、総額が１億３，０２０万１３４円とあるが、これすなわち指定管理者の収入だとすると、収入だとするとですよ、これ自主事業の話ですから。そうすると、利用者は合計すると、町からもらうお金と両方すると３億６，４８７万４，１３４円になります。これだけの収入で間違いがないか、町長でも課長でもいいです、間違いないんですか。これだけの収入で間違いないですかと聞いているんです。分からなきゃ分からないでいいですよ。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

その前にですね、今議員のおっしゃられた数字といいますか、もう一度その質問の意図といいますか、ちょっと内容のほうが理解できなかったものですから、すみませんが、お願いできますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　私、今２０２５と言っているんですよ。その次に質問したんだから、同じことでしょう。そういうこと言わないでよ。

○議長【稲川　洋君】　ですから、勝山議員、実施事業の数字がありましたよね、先ほどお話しになった。その額をもう一度分かるようにゆっくり朗読してくださいという意味なんです。

○９番【勝山修輔君】　５年の２億３，４６７万４，０００円が指定管理料です。自主事業が１億３，０２０万１３４円です。これを合計すると３億６，４８７万４，１３４円となるんです。これだけ収入があることは間違いないですか。それを答えなければ次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか、議長。それがあるかないかをよく精査しておいてください。

○議長【稲川　洋君】　その答弁はいいんですか、今の。

○９番【勝山修輔君】　したって分からないんだから、しようがないじゃないですか。５年のことも分からないんだから。

そうするとね、どうしてこういうふうな私が情報公開もらったものでは、どうやっても自力でやるのには限度があります。どうやってやっても分かりません。それでも辛うじて事務員２人と公認会計士に頼んでつくったものがここにあります。これを見ていくと、教室の数と回数と、年度回数と、人件費の話ですよ、そうすると、もらっている人は１回につき１２万７，０００円もらっている人もいれば、１万５，０００円しかもらえない人も出てくるわけですよ。資料がないからですね。情報公開でもらったものでやるとこういうことになっちゃうんです。それで今度、従業員の人件費の計算をすると、人数で割るとですね、１日当たり９，９４０円のときもあれば１万１９７円のときも出てくるんですね、年度別で。そうすると、これ、本当にこれだけもらっているかということを私なりに聞いてくると、今働いている人は栃木県の最低賃金なんだというんですね。そうすると、ではもらい過ぎじゃないのかなって思うぐらいもらえるんですよ。そうすると、それが人件費で載っているわけですよ。すると、人件費は一体幾らで何人いるんだって調べた人数で、自主事業の教室の数とそれと生徒数まではまだ調べられないんです、何人いるか、どこの書類にも出てこないんで。それを調べたら途方もないことになるわけですよ。

私が言うのには、なぜ公認会計士を入れることにかたくなに行政は拒否する理由の答弁を町長に求めたいと思います。このような経営状態ではいけないので、公認会計士を入れることを町長に求めますが、答弁をお願いします。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　先ほども申し上げましたけど、今現在これまでも町のほうで様々な指定管理者のほうから書類を提出していただいて、それを精査する中で、十分きちんとその職務を全うしているという判断をしているということでございますので、今、私のほうには公認会計士を入れなければ状況的にはよろしくないというふうな報告は受けてございませんので、そういうことですので、私のほうから別に指示するつもりはございません。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　もう一度お聞きしますが、入れると何か不都合な事があるのでしょうか。こういう明細を町民には知らせる義務があるわけです。この自主事業にしろ決算書にしろ、私が情報公開でもらったものをどう精査してもどうにもならないんです、これ。これで毎年それだけの金が指定管理者に行くんです。それをどうしてかたくなに拒否するんですか。

それじゃ、聞きますが、上三川町には運営委員会もございます。それから指定管理選考委員会もあります。それに諮って町長が決めるとなっています。これに諮って、それで公認会計士を入れるように一

行書き足すことは不可能なんでしょうか。どうなんでしょうか。今は契約中ですからできないが、この次の契約にはこの１行の文言を入れていただけますか、いただけませんか。どうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　町民の皆さんからお預かりした税金を使わせていただいて指定管理業務をお願いしているわけですので、そういったお金の使い道のところには厳しく町のほうの担当も目を向けて調査していることと思います。それで、先ほども申し上げましたように、今までの中でそういった不具合等が発見されていませんし、書類等についてもですね、指定管理業務の中で、例えば民間企業でも様々な経費の中でジュースを買った、いろいろな資材を買った、福利厚生品、暑いからアイスを買った、氷を買った、例えばそういったことも１枚１枚税務署に全部書類を添付しているわけではございませんので、それはその企業が持っていて、それでしかるべき調査をしているということですから、町に提出をお願いしている資料を基に、町はその資料を持って、先ほど課長の答弁がありましたように、業者のほうに行って、それを町の書類と業者が持っている書類を適合させて問題ないというふうな判断をしているということでございますので、今議員がおっしゃられるように、何か不具合、問題がある以前に、当然あってはいけないことで、それをちゃんと町のほうとしては精査をしていきますが、それについて公認会計士を何が何でも入れなきゃいけないというふうな報告は受けてございませんので、今のところそういうことは指示していないということでございます。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　それでは、町長が令和７年６月の答弁で、修理費が３０万円未満は、仕様書のとおり、仕様書に記載がないものは町が計上して負担すると。そして、３０万円以下は指定管理者が払っているわけです。しかし、どこを見ても３０万円以下の修理代が出てこないんです。では、町が幾ら払ったんだと、これも出てこない。修理費ですよ。これから１５年もたちます。どんどん修理費が膨らむはずです。今正常に動いているものも壊れます。壊れなきゃおかしいんです。それをこのように言って町長自身が答弁しているのに、どこにもそのものが出てこないんですよ。それで、公認会計士を入れなくていいんだというのはどこの根拠で言うんですか、言ってください。これだけのものが出ているのに、公認会計士を入れて、認めるか、認めないかも判断つかなくていいんですと言う根拠を教えてください。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　軽微なものに関しての修繕は指定管理業者のほうに行っていただいて、大きな修繕の場合は町のほうと協議をした上で、町がその責務を負って修繕するということになっていると承知しておりますが、先ほども申し上げましたように、町のほうとしては、必要な書類を指定管理業者に提出をしていただき、それを担当がきちんとチェックを入れているということでございますので、今現在、町の税金は指定管理者によって正しく使用されているということを報告を受けており、そういうことで指定管理業務が適正だということで報告を受けておりますので、それについては、今後、今の段階でそれを、適正なものに対してはそういうふうに管理をしているんですから、特に問題はないと感じております。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　町長、自分で答弁したんだから、頭の隅っこでいいですから、私に質問されることも鑑みて、私は１５年いきいきプラザがおかしいといってやっているわけですから、立派だってやっているわけじゃないんですよ。その仕様書に記載のない修理は町が予算を計上して負担することになっておりますとあなたの答弁で言っている。仕様書に記載のない、記載が必要かどうかの判断はどのような基準で行っているか説明していただけますか。また、その修理の判断を行う際、その修理箇所が仕様書に、仕様書にですよ、書いてあるかどうか調べてから、どなたが判断するんですか。お答えください。ゆっくり考えて結構ですよ。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

基本的に、町のほうで公募要項に基づきまして仕様書というものがございますが、仕様書の中身で、修繕料のことにつきましては１件３０万円、税込みですね、３０万円未満の修繕につきましては指定管理者のほうで負担を負うという形で設けてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　今、３０万円は指定管理者が支払っているというのは私が言っていますよ。今言っていることは、仕様書に記載のあるもの、記載があるかどうか誰が判断して、５０万円、１００万円の修理代を払っているんですかと聞いているんです、分かりやすく言うとね。では、どなたが調べてどなたが判断して修理を依頼しているんですか。例えばですね、分かりやすく言うと、エアコンがぶっ壊れました、全部修理しましょう、この修理は仕様書にありますと、その仕様書にあるかないかを誰が判断して百何十万円払ったんですか。ちょっと金額は今ここに手元にないので許してください、１００万円以上だったことは確かです。そうすると、そのクーラーを直すのに、何で仕様書にないことを町が予算組んでやったんですか。仕様書にあるかないか誰が判断したんですか。このクーラーが誰も壊れるであろうということは把握できないはずです、そうでしょう、町長、１５年たっているんだから。それが壊れたんです。それを修理したのが町の費用で、修理した仕様書にないもの、あったものを誰が判断するんだといって聞いているんです。そんな３０万円の話をさっきからしたってしようがないでしょう。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　先ほど課長のほうから３０万円未満は業者のほうでということになりましたが、今議員がおっしゃります１００万円以上の修繕が必要となった場合、当然修繕する費用は予算化はされておりませんので、当初。ですから、そういうふうな修繕をする場合には、議会のほうに補正予算を提出させていただいて、議会の承認を得て予算化して、それで修繕をしていると、今までもそういうパターンになっていると思います。

○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　私は、直した修理代が、およそ聞いたことですから、載っていないし、議会の承認を得ていませんから、責めようがないんですけど、修理はしました。今は正常に動いています。それを今あなた方が言うように、誰が判断して誰が修理代を出して、いきいきプラザで払ったかもしれませんよ、議会で町では払っていないと言えば。そうすると、３０万円以下しか払わない指定管理者が百

何十万円の修理代を払ったということになると思うんですね。そうすると、その領収書は担当課長が見ているか、何かしていなかったらおかしいでしょう。そうしたらば、それは私はやった情報公開の経費の欄があるとするなら、経費で計上されるわけですよ。経費というのはそういう経費じゃないという説明を受けました。すると、１００万円はどこかへ行っちゃうわけですよ。いや、直ったことは直ったんだから、直していただいたお金だろうというのは理解するんですよ。だけど、そういうことがあっちゃ、きちっと公認会計士を入れて認めなかったら、町民の税金を使っているのに、行政はかたくなに必要としないという答弁にはならないと思うんです。これ、今３万人切った町民が払っているんです、これ。一人当たりで計算したことありますか。

だから、私が言っているように、次の質問に行ってよろしいでしょうか、指定管理者を公募する際に、コロナ対策とか、時間外短縮だとかということを運営委員会、また指定管理選定委員会にかけて決裁をいただいていますか。それだけ教えてくれますか。コロナに払ったお金、議会でやったからそれは分かっています。それから、これはコロナの時間営業を変えたことは、この二つにかけて決裁をいろいろ入れているということなんでしょうから、この書面をください、諮ったという書面を。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

そちらのコロナ禍における補填ということでよろしいでしょうかね。補填した額について、今ちょっと手元に資料がございませんので、お答えすることはできないです。

以上です。

○９番【勝山修輔君】　私が今言いたいことは、どうしてこれだけのものを調べて一生懸命やっているのに、かたくなに便宜を図るというか、私から言えば便宜を図っているんじゃないかと……。

○議長【稲川　洋君】　どなたに便宜を図っているんですか。誰がどなたに便宜を図っているんですか。

○９番【勝山修輔君】　指定管理者に便宜を図っているように見えますが……。

○議長【稲川　洋君】　見えるだけでは類推ですから、そういったことはこういう公の席では言わないでください。

○９番【勝山修輔君】　そうですか。では、私はここまで調べて指定管理を入れてほしいと……。

○議長【稲川　洋君】　指定管理を入れるんですか。

○９番【勝山修輔君】　指定管理者に公認会計士を入れてくれと言っているんですから、公認会計士を入れてきれいな会計をしてみたらいかがでしょうか。それができないなら、また調べてやろうと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長【稲川　洋君】　答弁はよろしいですか。

○９番【勝山修輔君】　答弁は要りません。ただ、今答弁したことは後日要りますから、資料として提出してください。

○議長【稲川　洋君】　質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後１時ちょうどに再開いたします。

午後０時０５分　休憩

午後１時００分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　９番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、５番・上村康幸君の発言を許します。５番、上村康幸君。

（５番　上村康幸君　登壇）

○５番【上村康幸君】　では、通告順序に従いまして、私からの一般質問をさせていただきます。

先日、熊本での大きな地震がありましたし、また、佐賀関や香港で火事があって、日頃から防災への備え、防災組織の重要性が高まっております。そこで、今回私からは、自主防災組織の運営体制についてということで質問をさせていただきます。

自主防災組織の活動として、会員名簿、緊急時の連絡網、要支援者名簿等の作成があり、日々の会議の運営や会計処理に多くのところでパソコンが使われているかと思います。そこで、１として、町がパソコン等を供与する考えはありませんか。その活動として情報の収集や伝達体制の構築がありますが、まず役場との平常時、災害時、情報連絡体制はどうなっているのでしょうか。２として、役場との情報連携はどのように行われていますか。関係機関との連携も重要となります。３として、自主防災組織と関係機関、町社協や消防、警察との情報連携はどのように行われていますか。また、自主防災組織同士の情報交換や研修なども重要なことだと思います。４として、町内自主防災組織間での情報連携はどのように行われていますか。そして、情報を正確に迅速に伝達するために、５として、自主防災組織内の情報伝達のモデルとなるものはありますか。そして最後に、６として、安全安心な生活を送るために、防災にＤＸを活用することが重要かと思いますが、町の防災におけるＤＸの考えと今後の取組みをお伺いいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。これまで自主防災組織から活動のためにパソコンを要望されたことはございません。また、自主防災組織内での連絡はＬＩＮＥやメール、携帯電話等で行っていると伺っております。そのため、自主防災組織に対するパソコン等の汎用性の高い物品についての供与は考えておりませんが、自主防災組織としての活動を行うために、まちづくり補助金等により防災資機材や活動費用に対して助成を行っております。

次に、２点目と３点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。役場と自主防災組織は、電話やメールのほか、先日公開した情報アプリを活用して情報の提供や連絡を行っております。関係機関につきましては、通報等であれば直接連絡を行っていただく形となりますが、町の防災対応に関係することであれば、情報を共有するために役場を通して連絡を取る形となると考えております。

次に、４点目についてお答えいたします。町では、毎年、自主防災組織を対象とした研修を実施して

おり、防災に関する知識の習得だけではなく、自主防災組織間での情報共有の場としても活用しております。

次に、５点目についてお答えいたします。自主防災組織は、自治会単位で設立されているため、情報伝達手段の一つとして自治会内での回覧や連絡網等を活用できるものと考えております。

次に、６点目についてお答えいたします。町では、防災ＤＸの推進により、誰一人取り残さない安全で安心なまちづくりを進めております。今年度１０月１日に公開した情報アプリは、避難指示などの緊急情報をアラートと音声でお知らせするほか、ハザードマップの閲覧や河川情報の確認など防災に関する機能を搭載しております。また、多言語に対応し、防災に関する情報を町民の皆様にお届けする環境を整備いたしました。今後も引き続き避難所環境や情報収集など、ＤＸを活用し町の防災力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　これから幾つかの再質問をさせていただきたいと思います。

まず、現状を知ることとして、今、町の中では自主防災組織が幾つあるでしょうか。また、検討中のもの、幾つありますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在ですね、組織数といたしましては２５で、自治会数、一つの組織に三つ、四つ、五つの自治会が入っている場合がございます。自治会数としては３４ございます。今のところ、今年度、また上郷自治会、こちらのほうからそういった、自治会じゃないです、失礼しました、集まりがありますので、そういったお話を聞きたいというところがございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　２５の自主防災組織が今活動をしているということが分かりました。

それで、私がパソコンを供与する考えはありませんかというのは、今町長からは、情報連絡体制としては特に使われてないということなんですけれど、やはり会の運営には、今の時代、非常にパソコンは必須のものだと思うんですよね。それで、自主防災組織というのは会員の名簿ですとか要支援者名簿ですとか、そうした個人情報を扱うことが多いと思うんですけれど、当然そういう面でもきちんとした何かパソコンソフトでつくられているかと思うんでけど、どうでしょう、こういう個人情報の扱い方って、今何か町からは指示が何かあるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

個人情報ということでございますが、パソコンの中にそういった組織の個人の名前、あるいは生年月日、住所、こういったものを入れることでおっしゃっているのかと思いますが、これまさに個人情報でございますので、そういったものをですね、一つの団体で扱うといったところは、ちょっと我々としてもどうなのかなというふうに思いますので、もし受付とか避難所なんかでですね、受付などで必要であ

れば、これは町のほうから職員出向きますので、職員のほうがそういったところは対応していきたい、このように思ってございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　それぞれの自主防災組織の間でも、そういう会員名簿ですとかの扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

それで、こうしたパソコン、必ずちょっとこういう会議の運営に必要だと思うんですけれど、そういう面で、町では１年間の事業報告ですとか収支報告ですとか求めると思うんですけれど、そういう報告書類が自主防災組織の間で使っているパソコンの機能ですとかあるいはソフトウエアのバージョンによってできないものがあるとか、そういうこともあろうかと思うんですね。そういう面で、町がパソコンとかそういうソフトウエアを提供することによって統一をして、情報の何ですか、お互いに交換が容易になるとか、そういうシステムの統一というようなことは何か考えてはいなかったんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まずですね、決算というか報告などにつきましては、これは町のほうの様式、これがホームページ等にございます。皆さんそれを利用して提出をしていただいていると。そういった中で、どこの組織も、特にうちのパソコンではできないと、そういった話も今のところございません。これは自主防災組織に限らず自治会などの補助金、こちらのほうでもパソコンなどは対象外と、そういったことになってございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　対象外というちょっと今お話聞いたんですけれど、自主防災組織設立事業交付金、１自治会当たり５万円給付されるんですが、このときに、その設立のこういうような事務をするのにパソコンが必要だということになったときにこれは認められるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今申し上げましたとおり、パソコンは認めてございません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　認められないということなんですけれども、５万円交付されるんですけれど、この５万円というのは設立に当たってどのような根拠で、設立に幾らかかるというふうに予測されて、そしてその何割を町が負担するのか、それでその設立に当たってどういうものが備品として認められるのか、その辺はお答えいただけますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　設立に関する交付金、こちらにつきましては５万円ということでありますが、提出の書類、規約や役員名簿、組織の体制図、そういったもろもろのものを用意していただくところがこの設立に関する交付金でございます。その他の防災資機材とか活動事業補助金とか、その他いろ

いろございますので、そういった流れで皆さんには御利用いただいていると、そういったところでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　そういう使い方しかできないということなんですけれども、あとの自主防災組織で会の運営に当たって自主防災組織活動事業補助金というものがありますけれど、これは自主防災組織の活動に必要な経費とあるんですけれど、今パソコン認められないんですが、やはり情報収集としては今インターネットが非常に重要かと思うんです。もし自主防災組織の活動の拠点となる自治会の公民館にインターネットにつながる設備をつくるですとか、あるいはそのインターネットの月々の利用料ですとか、セキュリティーの管理料とか、そういうものにこの交付金は使うことはできるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　活動事業補助金、こちらにつきましては、防災訓練あるいは研修会、こういったものに使っていただくための補助金でございます。補助の対象といたしまして、防災士の資格取得、あるいは防災訓練のときの炊き出し訓練における材料代、こういったものに利用していただいているといったところでございます。したがいまして、パソコン、こちらのほうは町のほうとしては考えてございません。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　こうしたものが使えないということで、ちょっとＤＸとしてはどうなのかなと思うんですけれど。

それでは、自主防災組織と関係機関との連携ということで、日々、自主防災組織と消防との連携はどうなんでしょうか。自主防災組織の地域内に防火水槽ですとか消火栓ですとかそういうものがあって、そうしたものを自主防災組織も把握しておかなければなりませんし、消防と管理に協力しなければいけないと思うんですけれども、そういう面で消防との連携は非常に重要かと思うんですけれども、これはどういう形で今行われているでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　自主防災組織と消防団ということでございますが、多くの自主防災組織には当然この消防団のＯＢ、こういった方もいらっしゃいます。そういった方に御尽力いただきながら団のほうと連携はしているというところでございますが、先ほど議員がおっしゃいました防火水槽あるいは消火栓、こういったところにつきましては、これはなるべく自主防災組織といえど、よほどの災害、こういったときにはこれは利用してもらわなくちゃならない、使用していただかなくちゃならないことがあるかと思いますが、実際にはホースやあるいは管鎗、水を出すためのＴ型のレンチ、そういったものが全ての消火栓の近くにあったり、あるいは防火水槽の位置にポンプがあるわけではございませんので、こちらについては消防署、消防団にお任せいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　自主防災組織は、どこにあるか、そういうことをちゃんと把握して会員内で周知をしておけばいいということだと思います。

あと、警察との連携なんですけれど、こうした大きな災害が起きて、地域住民が避難所に避難した場合、今度地域の中の防犯対策というのが非常に重要になると思うんですけれど、こうしたときに警察と連携して協力していかなければいけないと思うんですけれども、そういうときに何か手順というようなものは決まっているんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　大きな災害時には町のほうに災害対策本部が設置されます。そちらのほうにですね、そういったもろもろの要望、こういったものが必要だ、そういうものは各避難施設あるいは町民のほうから上がってくると思います。そういったところを町のほうで、これはどこ、これはどこということで分けまして、そういった中で警察とも連携していくということになってございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　分かりました。こうした大きな災害が起きて、地域が、避難者が避難して、誰もいなくなると、非常に防犯対策も重要になるかと思いますので、今後とも組織内でもいろいろ考えていかなければいけないことだと思います。

あと、自主防災組織の組織内なんですけれど、情報を何かそういう緊急時ですね、回覧ですとかそういうのでは間に合いませんので、何かきちんと情報を迅速に正確に伝える手段がなければいけないと思うんです。自主防災組織、避難情報ですとかそういうものを発信するだけじゃなくて、今地域がどうなっているとか、そういうものの受信も大事だと思うんですね。そういう面で町で何かこういうようなシステムがあればとか、特に今共働き世帯で平日の日中に予測しない災害が起きた場合に、地域内に誰もいないというようなことになってきますと、今度その勤め先から戻っていいのか、それともそこにとどまるべきなのかとか、そういう情報も必要になるかと思うんですけれども、そういうときに対して自主防災組織ってなかなか受け手にはなれないんですけれども、何かそういう面で、町では、もし町民の方が日中に勤め先から連絡を取るようなときに、情報の何か問合せをできるような窓口というのはこれからあるんでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　町長答弁でもございましたが、情報アプリですね、こちらのほうが１０月から始まってございます。その後、特に大きな災害とかそういったことがまだ幸いございませんので、そういう情報を出してございませんが、今後ですね、その情報アプリを通しまして、様々な災害の情報、どこの道が冠水している、通行止めになっている、そういったものも含めて情報を発信してまいりたいと、このように考えてございます。ですから、その情報アプリのほうを皆さん入れていただければ、様々な町の災害の情報、こういったものも取り入れられるのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　課長の答弁にちょっと補足をさせていただきます。

過去にあった大きな避難所を開設したようなときには、町の総務課のほうにですね、町民の皆さんから問合せの電話が殺到しまして、そうすると、当然きちんと何人もの体制でお答えはするんですが、そうすると我々がやる消防にお願いする業務とか何かに滞りが出てしまって、それを情報アプリで正しい情報を町民の方が自分でそれを情報を取っていただけると、地図面にもそこに全部出るようにしていって、取っていただくと、役場で詰めている防災に当たる業務の人間がきちんとその消防を動かしたり警察と連携を取ったりと、そういう業務ができるので、問合せはもちろん頂くことは当然想定していますけども、その量を、この情報アプリを皆さんが入れていただくことで、正確な情報をリアルタイムで町民の皆さんにお伝えして、そして我々の役場の担当者の業務も円滑に進むように、それが理想と考えておりますので、そういうふうなことで、ぜひ議員にも情報アプリの宣伝、啓発、よろしくお願いします。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　今の説明で十分分かりました。これからも町で、様々な自治会でこうした自主防災組織がつくられていくものと思います。そういうときに、こうした答弁いただいた内容を伝えて協力していきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

今、全国の認定こども園や保育園で広がる紙おむつのサブスクリプションですが、宇都宮市では令和６年２月から公立の８保育園で月額３，２７８円でこのサービスが利用できます。また、民間の保育園や認定こども園でも今導入が進んでいます。保育園や保護者双方の負担軽減につながるこの取組みを、公立保育園がない我が町ではその費用の一部を町が負担することで積極的に進めてはどうでしょうか。１として、紙おむつサブスクリプションの費用の助成の考えはありますか。紙おむつのサブスクリプションといってもまだまだ認知度は低いと思います。どのようなサービスなのか、幾らくらいかかるかなど理解を進めた上で、保育園や保護者がその利用を判断できるようになることが必要になりますので、その上で、２として、事業者、利用者への導入意向アンケートを調査する考えはありますでしょうか。この２点を質問いたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目と２点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

紙おむつのサブスクにつきましては、保護者が定額料金を支払うことで保育園等に業者が紙おむつを届けるサービスとなっております。保護者が紙おむつを持ち込みすることがルールとされている保育園等については、登園時の荷物が減るなどの負担軽減に効果があるとされております。先日、町内保育園等にアンケートを行ったところ、紙おむつサブスクの導入について、全ての保育園等で保護者からの要望はなかったとの回答をいただいております。また、保護者からの要望とは別に、二つの保育園が独自で１１月から保護者向けに紙おむつサブスクの利用案内を始めておりますが、現在のところ利用はほぼない状態とのことでございます。以上のことから、町としては現在紙おむつサブスク費用に関する助成の考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。
○５番【上村康幸君】　実際に町の保育園の保護者の方に聞いて、ほとんどそういう意向、利用がないということで、実際ちょっと驚いたんですけれども、それだけ認知度が低い。宇都宮市ではもう随分始まってたっていますし、この１０月から矢板市の公立保育園でも始まっていますし、全国でも非常に広まっていることですので、もう少し保護者へのこういう案内が、今二つの保育園で案内が始まっているということですが、広まればまた声が出てくるんではないかと思うんですね。このサブスクリプション利用に当たっては、来年の４月から乳児等通園支援制度が始まるんですけれど、このときの一つのサービスとしても使えるのではないと。このサブスクリプションは、事業者と利用者が契約を結ぶわけですけど、これは町が契約を結んで乳児等通園支援制度で来る利用者の方に紙おむつを提供するとか、そういうようなことは考えてはいないでしょうか。
○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。
○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。
　現在、町のほうで把握しているおむつのサブスクの契約の仕方としましては、１人に対してサイズに合ったものを業者と契約するということですので、今、誰でも通園制度に関しましては１月１０時間を上限に考えておりますので、これを来る方全ての対象者に向けての町と業者の契約というのができるかどうかというのは今未定ですので、ちょっとお答えできないんですが、ただ、ちょっと園のほうの先ほど答弁でも申し上げましたアンケートの中では、やはりちょっと高額であるというような御意見が多かったので、またこれはいろいろ全国に広がっていって安価になってくるようであれば、また皆さんの受け入れ方は違うのかなと思っておりますので、その辺はきちんと周囲の状況、また値段等との関連性をきちんと町としても引き続き見ていきたいと思っております。
　以上です。
○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。
○５番【上村康幸君】　確かにサブスクリプションということで、使えば使うだけ得にはなるかもしれないんですけども、もともとの値段が高いということで、なかなか保護者もどうしたらいいのか判断に迷うところだと思います。ですので、町がその費用を一部負担するということであれば、保護者としても利用がしやすくなるのではないかと思います。
　あとは、他の自治体の例を見ますと、秋田県男鹿市はこの１０月から市内の公立、民間の保育園、認定こども園等で全てでこの紙おむつサブスクリプションを始めていまして、それはもう全額公費負担ということで、紙おむつ無償化というのを子育て支援策の一環として打ち出しているところもあります。また、そういうような形でいろいろと助成を考えている自治体もありますので、ぜひ今後とも町としては、こうやって理解が広まってくればそういうものを利用したいという町民の声も出てくるかと思いますので、継続して考えていっていただければと思います。
　その上で、あともう一つちょっと再質問したいんですけれど、災害が起きて避難所に避難した場合の紙おむつの問題もあるかと思うんですが、自治体によってはサブスクリプションの業者と防災協定を結んで、保育園にストックしてある紙おむつを避難所のほうに回せるというような取組みをされているというところもありますので、こういうような避難時における考えというのはどうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。
○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。
まさに議員がおっしゃったように、先ほど園のほうに取ったアンケートの中で、おむつサブスクのメリットとして、園の先生のほうから、災害の時等に使用できるのではないかというような意見は頂きました。今、災害のときには避難所のほうに持っていく品物の中におむつは用意はしてあるんですが、サイズはやはり限られておりますし、数も限られております。ただ、災害のときでもふだんのときでも必ず使うものですので、先ほどの災害のときの業者と行政との契約ということに関しましては今後研究してまいりたいと思います。
以上です。
○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。
○５番【上村康幸君】　サブスクについては、今のところ、こうやって保護者の方の要望が非常に少ないということで、あまり、議論もまだこれからだと思います。今後の検討を待ちたいと思います。
では、３番目の質問に移らせていただきます。戦後８０年となり、記憶の継承ですとか平和教育の重要性が叫ばれているかと思います。そこで、戦時資料の収集、保存、活用についての質問をします。
明治以降幾つもの戦争があり、最後の太平洋戦争から８０年の月日がたちました。後世に伝える町の歴史として、次の世代への平和教育の資料として、これらの戦時資料を収集して保存し活用することが必要かと思います。そこで、１として、町として戦時資料を収集する考えはありますか。２として、戦時資料は上三川町文化財保存活用地域計画の対象となりますか。３として、戦時資料を小中学校の教育に活用する考えはありますか。この３点をお伺いいたします。
○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。
（町長　星野光利君　登壇）
○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。戦時資料とは、戦争に関連した公文書、個人が所有する手紙や日記、生活用品、写真、遺物など、当時の状況や人々の生活を後世に伝えることができる数々の物品の総称でございます。戦時資料を町で収集することは、地域の歴史の保存と継承や歴史の教訓を学ぶ機会の確保、また遺物の散逸防止と適切な管理のために意義がある一方で、保管場所の確保や資料の活用方法などの課題も考えられます。町では貴重かつ活用可能な戦時資料が発見され、寄附の申出をいただいた場合には、関係機関とも連携し、適切な管理保存に努めてまいりたいと考えております。
○議長【稲川　洋君】　教育長。
○教育長【増渕　忍君】　次に、２点目についてお答えをいたします。文化財保存活用地域計画は、市町村が域内の文化財全体を把握し、その保存と活用を目指すものでございます。対象は幅広く、町内の指定文化財や登録有形文化財だけではなく、これまで保護の対象となっていなかった未指定の文化財も含まれております。なお、本町の地域計画に掲載されている文化財のリストには、過去の戦争の記録を後世に伝える戦時資料に該当する文献資料や石碑なども含まれております。
次に、３点目についてお答えをいたします。学校教育における太平洋戦争を扱った小中学校社会科の歴史学習や国語科の物語学習などでは、当時の人々の生活状況や世相に触れる資料が豊富に準備されて

おり、児童生徒は資料集やタブレット端末等においてそれらを活用しながら学習を進めているところでございます。町内に残された戦時資料においても、児童生徒が歴史的事象を具体的に捉え、平和の尊さについて考えを深める上で大変有効な教材となり得るものについては、各小中学校が適切に活用できるよう町教育委員会として支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　町の考え方が大体分かってきました。今、空き家が非常に増えてきて、その空き家をどうするか処分するとき、特に空き家の中の仏壇どうするかという話になってくるかと思うんですけれども、その整理の中で、いろいろな過去の戦争のときの手紙ですとか写真ですとか、そういうものも出てくるかと思うんです。ぜひこういうものを処分されてしまうんではなくて、町としても収集しているんだよという、後世に記録を残すという意味で、ぜひ町でも広報等でやっていますと言うようなことはできないでしょうか、収集していますと言うような。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　ただ今の議員の御質問についてお答えします。

町ではですね、現在、生涯学習課には申出がありまして、こういう家を片付けたらこういう資料があったというような申出がありまして、それについて調査等は行っております。それを全てですね、なかなか受けるというのは、先ほど町長答弁でもありましたとおり、その保管場所等の問題等もございますので、なかなか全部受け入れるわけにはいきませんので、担当職員が実際にその物を調べて、町の歴史等で重要なものにつきましては御寄附いただくような対応を取っております。このような活動、こういう貴重な資料が見つかった際どうするか等につきましては、町民に対して、そういうものが見つかったときには教育委員会あるいは生涯学習課に一報くれるよう、周知するかどうかはこれから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　町には生沼家という非常に貴重なものがあるんですけれども、この中の一部でもいいですから、こういうところに戦時資料を展示するコーナーがあってもいいのではないかと思うんですけど、そういう検討はないでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　今現在ですね、生沼家につきましては、議会でも答弁させていただいておりますが、活用等につきましては検討しているということでございまして、戦時資料の展示に特化してということは現在はまだ行うということには判断はしておりません。

以上になります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　さっき教育長の答弁の中で、文化財保存活用地域計画の対象ということで、石碑なども含まれるという話が聞いたんですけれど、町内に戦没者慰霊碑ですとか忠魂碑ですとか軍馬碑ですとかこういうものがあるんですけれど、だんだんこれの誰が管理するかというのが不明確になって

きていると思いますし、それこそ墓じまいで片づけられてしまうという危険もこれから出てくるんではないかと思うんですけれども、こういうものを町で保存していこうという考え方はないでしょうか。例えば、そういう寄贈の申出があった場合に、町でどこかに、公園に保存をするとか、あるいはもっと飛躍して、集めて平和公園をつくるとか、そういうような検討はされたことはないでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　ただ今の御質問についてお答えします。

町内にいろいろ戦争に関わる碑文とかですね、そういうものは多種にわたっているということは存じ上げております。ちなみに、文化財保存活用地域計画におきまして、現在町のほうで把握している戦争に関わる可能性がある明治期以降の石碑等につきましては５７基あるということでございます。これが散逸のおそれがあるということで、これが一括で町が管理していくということについては、ちょっと現実的ではないかなとは思っております。しかし、歴史を伝える上でも重要な資料であるということで地域計画に掲載はしておりますので、それの保存等につきましては、現在の所有者、管理者に対して引き続きその重要性等を含めまして周知してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　ぜひ、これ、後世に残していただきたいと思います。あと、そういう面では町の神社やなんかに軍馬碑ですとか勝善碑とか多く残っています。かつて農村地帯であった我が町で、家族の一員であるし、貴重な労働力であった馬が軍馬として徴用されて帰ってこなかった、そういう歴史がありますが、そういう面では郷土学習として非常に有効な教材ではないかと思うんですね。ぜひこういうものも活用していただきたいと思うんですけれど、どうでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　教育長。

○教育長【増渕　忍君】　郷土学習等については、これは今町内で行われているものでは、あくまでも子どもたちが主体的に課題を見つけて課題を設定して行っていくというものが一般的なものとして実施をされています。子どもたちがもし戦時下のものについて調べたいと、そういった意向があるようであれば、町教育委員会のほうで紹介をするというような、そういった形はできるのではないかと考えております。

○議長【稲川　洋君】　上村康幸君。

○５番【上村康幸君】　分かりました。貴重な歴史の証拠ですし、これからの平和教育に使えるものですので、ぜひ町のこうした戦時資料、保存していっていただきたいと思います。

これで私からの今日の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川　洋君】　質問途中ですが、ここで１５分間休憩いたします。

午後１時４２分　休憩

午後１時５４分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　５番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、１番・隅内和男君の発言を許します。１番、隅内和男君。

（１番　隅内和男君　登壇）

○１番【隅内和男君】　それでは、通告順に従いまして、ただ今より質問をさせていただきます。

大きく三つ質問をさせていただきたいと思います。一つ目、土地改良長期計画について。二つ目、世代間の交流がもたらす波及効果について。三つ目、町への愛着を育み魅力を発信する取組みについて。この三つについて質問させていただきます。

まず、一つ目の土地改良長期計画について。これは２０２５年９月１２日の閣議決定、土地改良長期計画についての閣議決定を受けて町としてどう取り組んでいく計画か方針を伺うということ。二つ目、土地改良の大きな目的の一つに土地の集約化や水田の大規模化があると思うが、そのために必要な準備や基盤づくりについてどのように考えているか伺いたいということです。３番目、米生産の効率化やスマート農業によって人件費を６割下げる、この人件費を６割下げるにつきましては、これは生産コストの問題ということで捉えていただければと思うんですが、という目標がありますが、これをどう受け止めているか伺いたい。四つ目、令和７年度のスマート農業関連予算は幾らか、伺いたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。令和６年６月の食料・農業・農村基本法の改正を受けて、本年４月に食料・農業・農村基本計画が策定されました。新たな食料・農業・農村基本計画では、食料安全保障を実現する観点から、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされており、本年９月に閣議決定された土地改良長期計画はこの農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策を位置づけるため、１年前倒しで見直しが行われたものでございます。本計画では、生産性向上に向けた生産基盤の強化、農業用水の安定供給と良好な排水条件の確保、災害リスクに対応するための農業、農村の強靭化、農村の価値や魅力の創出が政策課題に挙げられ、これらに対し五つの政策目標が掲げられております。これら政策目標の達成のための施策には、本町が現在推進しておりますほ場整備事業による農地の集積、集約化及び大区画化等による生産コストの低減、スマート農業技術の導入促進、管理作業の省力化、農業用水利施設を活用した防災・減災対策等が掲げられていることから、これらの事業を引き続き推進してまいります。また、本計画では、新たな政策目標として、農業用水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保が掲げられております。これらの水利施設は土地改良区が所有するものでございますが、本町では土地改良事業完了後５０年以上経過している地域もあり、施設の老朽化が顕著であることから、早急な対応を行う必要があるため、土地改良区に対し引き続き助言や協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、２点目についてお答えいたします。ほ場整備などの土地改良事業の実施は、農地の集約化や大区画化が目的であり、これらを実施するためには、農地の所有者や耕作者の合意形成と事業実施後に地域の担い手となる農業者の確保が必要でございます。また、換地の作業も含めた事業の完了までには少なくとも１０年程度の期間を要することから、それぞれの地域で１０年後の農業の将来像を具現化し、

早期にほ場整備事業の必要性を判断することが重要でございます。そのため、町としましては、地域座談会などの機会を活用し、農業者に対する事業の周知や基盤整備への意識の醸成を積極的に行ってまいります。

次に、３点目についてお答えいたします。新たな計画では、農地の大区画化等の基盤整備実施地区における米生産コストの労働費削減割合を６割以上にするというＫＰＩが設定されており、町としましては、ほ場整備事業が実施となった際にはその数値目標が達成できるよう、農地の大区画化や水管理システムの導入などスマート農業技術を最大限に引き出せるようなインフラ整備を行い、作業の効率化、省力化並びに生産性の向上を図ってまいります。

次に、４点目についてお答えいたします。スマート農業の導入を目的とした令和７年度予算は、町単独事業であるスマート農業技術導入支援事業として１００万円を計上しております。その他、国庫補助事業を活用した産地生産基盤パワーアップ事業、予算額１，２１７万２，０００円では、スマート農業技術を導入した園芸施設の整備を支援しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　丁寧な答弁ありがとうございます。今町長の答弁の中に、１年前倒ししてというようなお話と、それと今後１０年かかるであろうというような言葉がありました。つまりは、これは非常に困難であると同時に喫緊の課題であると。要するに、農業の後継者の問題、そして、当然のことながら担い手不足であると、高齢化の問題、様々な問題があって、もう待ったなしなんだというようなことがこの１年前倒しという言葉と、その他に１０年かかるんだという困難さ、これを表した答弁かと理解しております。

私、この質問を要するにするに当たってですね、土地改良長期計画について調べてみました。その土台となる土地改良法、そして先ほどの答弁の中にもありました食料・農業・農村基本法、そしてまた農地法、これは例えば土地改良法ですと２４年に成立している、昭和２４年です。農地法は昭和２７年で、食料・農業・農村基本法は平成１１年にこれが制定されているはずです。いわゆる土地改良の長期計画というのは、この２４年に最初法整備された後に改正が３９年にあり、そして４０年からこのいわゆる土地改良長期計画というのが始まりました。当初はですね、１０年に１度ぐらいのスパンでやっていたんですが、それがですね、例えば昭和４０年以降、その時々の社会経済状況の変化に応じてこれまで９回策定されている。平成１５年からは長期計画について、実効性重視、成果重視のほうに転換する、時代の変化に即応した、ここがポイントだと思いますが、時代の変化に即応した計画となるよう計画期間を１０年から５年に短縮するという流れになっている。

私、この計画を見るに当たってですね、それぞれを確認して見る中で、ああ、この言葉がこの計画、長期計画何回目の目玉だなと思われるようなものが幾つかあったので、それについてちょっと話してみたいと思います。まずはですね、目立つのが汎用化という言葉が目立ちました。この汎用化というのは、多分、水田を他のものに使ってみたらどうだというようなことだと思うんです。何にでも使えるという、ただ、これはあくまでも農地としてだということだと思います。その汎用化が叫ばれた時期というのは、ちょうど高度成長下にあって米余剰、つまり米が余り出した、それが例えば、何というんでしょうか、

要するに米の生産調整などのきっかけにもなり、米以外のものを水田で作れないかというようなことで多分この汎用化が生まれてきた。その他にもですね、先ほどから答弁の中に大区画化という言葉が出ています、大区画化。それは、結局、今我々がよく使う言葉の中で、大規模農業などという言葉がありますが、大規模農業と大区画化というのには明らかその意図しているところが違うと思うんですが、まずですね、そのところ、私なりの解釈としては、つまり大区画というのは１カ所に一人の事業者なり営農者が大きな面積を得ますから、非常に効率な農業ができる。ただ、大規模化というのは１人の耕作者あるいは事業者がいろんなところで大規模に農業やっていますよということだから、あまりに効率化はされていない状況を指すのかなと私は解釈していたんですが、その他にもですね、例えば先ほど水路だとかそういうものを補修することについて、これもやはり土地改良の長期計画の中に入っている。それらはストックマネジメントという言葉でどうも言われている。要するに、そういった規模の、農業に必要な施設を要するに長もち化するというんでしょうかね、そういったことを中心に。

そして、最近のものの中では、私は今回のでは目玉は一体何なんだと。これ、１０回目になる、何というんでしょうかね、これ網羅的な計画になっていますが、これは過去のやつをずっとなぞってきた計画なんですよ、言うならば。ところが、今回１０回目、わざわざ前倒ししてやる理由、その目玉となるものは何だと考えているのか、まずは聞きたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員のほうから詳しい内容、今までの御説明いただきありがとうございます。１０回目となる今回の長期計画でございますが、大きく変わったのが２点かと思います。その一つが四つ目の質問にございますスマート農業技術、こちらの活用ですね。それから、先ほど町長のほうから答弁がありました農業用水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保、こちら今後土地改良区などが策定する水土里ビジョンというものになるかと思いますが、この２点が新たに加わってございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　その目玉の中に食の安全保障というようなことは含まれているというふうには受け止めていらっしゃらないということでよろしいんですか。食の安全保障です、食料の安全保障。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

食の安全保障でございますが、こちらは一番基本となる食料・農業・農村基本法、こちらのほうで昨年度の改正の中にこれまでは食料安定供給という形で提起されておりましたが、更に強い食料安全保障ということで文言のほうを変えられたものでございますので、そちらのためにですね、今回の土地改良長期計画というのもそれを達成するための施策というものを計画にしたものだと認識してございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　食の安全保障についてだと、ちょっと話が大きくなり過ぎて、それは地方が考えることじゃないだろうというような考えに至ることがあると思うんですが、しかし、いつも質問の中

で私は言いたいのは、要するに国の施策という形じゃなく、その地域の施策はそのまま県であり国になっていくんだということ。だから、例えば国として物すごく喫緊の大事な課題は地方の課題でもあるんだということ。例えばですね、これもいろんなデータだとか報道機関などで言っていることなので、本当にそうなのかというのは分かりませんが、例えば２０５０年には人口が１００億人になるだろうというんですね。今現在８０億人。毎年８，０００万人ずつ増えるので、単純計算で２０５０年には１００億人になると。そしてまた、世界中でいろんな進歩の中で、何というんでしょう、食料の取り合いみたいなことが起きるんじゃないか、ほぼそうなるだろうと。そういったときに、今、日本の食料の自給率というのはどの程度なのかというのは当然把握し、そして、例えば米だったら何％なんだ、だから米はこんなふうだろう、あるいはその他に三大重要な穀物と言われる大豆とか麦とか、こういうのはどうなんだと。これって昔は子どもの頃社会科で随分習った記憶ありますが、今現在どうなんだと。そして、今大変になるであろう２０５０年頃に日本はどういう状態であるべきなんだということ、これについてはどのようなお考えを持っているのか。まずは、では米と大豆と小麦なりの自給率どのくらいかというのは御存じでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　大変申し訳ございませんが、個別の自給率についてはちょっと今現在数字を持ち合わせてございませんが、要するに食料カロリーベースでは日本は３８％程度だと認識してございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　では、農政課長に申し上げますが、数字をそろえておいてください。隅内議員の質問途中にそれについては答弁してください。

隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　実はですね、これ本当に意地悪するつもりは全くないんですけど、私自身で調べたもの、要するに先ほどお答えいただいた、カロリーベースで全体として３８％程度と。米は、米が余ったりちょっと足りなくなったりということで、ほぼ１００％、そして麦は１５％程度であろうと、現在です。大豆は６～７％。ただ、食べるもの、人間が食べるものに関して言うなら大豆はほぼ大丈夫で、ほぼ大丈夫というか、かなりの自給率で、油として取るために使っているやつとか、そういったもので６～７％になっちゃうんだということで、私の調べた中ではそのようになっています。

これで本当に日本、２０５０年、大丈夫なのかというおそれがあるわけですよ。そういう中で、これを１年前倒しし、１０年かかるであろうという計画が今回出されたんだと。正直ですね、２０２５年９月１２日にこれを閣議決定で出したことに対して、私は、これは私の発言として記録されなくてもいいですけども、どさくさに紛れて出したんじゃないかというような感じを受けて、何なんだと、これほど大事なやつを国会とかでしっかりと審議をして、問題意識を高めて、そして出すべきものを閣議決定でそろっと出したという感じの出し方になっている。これに対しては、非常に私自身は個人的に不満を感じております。例えばですね、物を作っても売れなかったら農家の方はやる気が起きないし、そしてまた、それを例えば他国に売るとか自国で消費するとか、そういう流通の問題やら様々な問題があって、実際にこういったことを進めていくのに大きな、何というんでしょうか、障壁がある、これはもう私も

分かります。ただ、先ほどの大区画化の問題、出てきた大区画化の問題を解決するために必要なクリアしていく問題、それは何だというふうに認識されていますか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、大区画化を目指すということに関しては、当然、ほ場の再整備なりほ場整備というものが必要になってくるかと思います。これについては、当然農地については個人の所有のものでございますし、そこにはまだ個人で耕作している方もいますが、耕作をお願いしているというケースも考えられます。そうしますと、やはり土地の農地の所有者、それから耕作者の同意というものが必要になってきます。また、上三川町の場合、多くの地域がもう既に昭和のほ場整備が完了してございます。そうしますと、今ある農地の水路とか堰とかというのは土地改良区の所有のものとなってきますので、当然そちらに関しては土地改良区の承認というのも必要なってきますので、その辺が整わない限り大区画化というのはなかなか進めていけないのかなと感じております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　昔ながらの先祖代々受け継いだ土地、それを場所を変えられたり形を変えられたりするということに対する抵抗感、様々なことがあるし、一つ一つ問題を潰していかないと、あるいはその問題をそれぞれみんな寄せ集めてですね、どことどこを関連づけていったらそういうことが実現できるのかというのが非常に困難であるというのは私自身も分かるんですが、これができないと日本の農業終わっちゃうんじゃないという状況に今なっていると思うんですよ。だって、私が今親しくしている自治会の中のファームは、前にも言いましたけど、私、７０歳ですけれども、同級生が一番年齢下なんです。だから、その、何ていうんでしょうね、運営をしている人の中で一番下が７０歳なんですよ。上は８０近いわけですよ、当然のことながら。平均年齢で言うならば、前に下野新聞にも載っていましたが、全国平均は７１歳ぐらいだそうです、農業をやっている方の。そして、後継者がはっきり決まっていないという人が７０％です。これを掛け合わせたら、とんでもない危機が迫っているというふうに考えないといけないんじゃないかと私は思うわけですよね。

その中で、今いろんな困難なこと、例えば土地改良区とかそういった問題、そういった組織があるということ。そしてまた、農政課は農政課なりの仕事があるということ。ですが、その後、ものすごく一つ一つの問題を、あるいは抱えている条件をクリアしつつ、いろんなところを組み合せていって、ここに一つ見渡しただけで１０ヘクタールぐらいの全く境目のない土地がぱっと出現すると。そして、またその隣にもそういう土地が出現すると。そして、農業をやりやすくすると、これがいわゆるコストを下げるということなのじゃないのかなと私は思うわけですよ。この間、ちらっと私の仲間というか同級生がファームの中にいましたので、おまえ、どうなんだい、ほ場を大区画化して、例えば１カ所に１０町歩そろったら仕事やりやすいだろうって言ったら、いや、それは助かるよと言っていました。非常に助かると。ただ後継者がいない、そういう問題ですよ。

だから、要するに、大区画化したってやってくれる人が１０年後いなくなっちゃうんじゃ困るから、その後の例えば担い手、そういうものをいかにつくっていくかということが仕事ですから、これはもう

机の前で何か書類を処理しているということでは駄目なはずです。だから、もう出向いて出向いて出向いて説明を重ねて、そして、それらの一つ一つのことを問題を洗い出して、それをくっつけていくという作業が必要なはずなので、ぜひですね、頑張ってほしいと、頑張ってほしいという言い方は変ですけど、そういうふうに今心から思っています。

それと、スマート農業について言うならば、例えば１００万円だとか、１，７００万円でしたか、そういったことがありましたが、それらについては過不足についてはどのようにお考えなのか。つまり、これは十分かなとか、あるいは、これじゃお話にならないでしょうという額に感じているのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

町が予算化している１００万円の補助につきましては、あくまでもスマート農業の導入を試していただくという言い方になってしまいますが、そういった形の補助になりますので、１００万円の補助となってございます。ただ、スマート農業につきましては、今回の食料・農業・農村基本法の改正でもありますが、ほ場整備とか、そういったものも含めてこれから基盤を整備していく形になってございます。したがいまして、先ほど議員のほうから６割削減という話がございましたが、その中には農地を大区画化することによって労働時間を６割削減できるとか、スマート農業で生産コストを下げるとか、そういったことが言われてございます。

すみません、もう１点議員のほうからありました担い手の育成の問題ですが、これはなかなかすぐにできるものではないと考えてございます。なぜ日本、跡継ぎ、担い手がいないかとなると、やはり今の土地利用型農業はなかなかもうからないという現状があるので、それを解決するために今回の改正が行われているものと認識してございます。いわゆる農地を大区画化、スマート農業技術の導入により労働時間を削減することによって、いわゆる大規模農業経営体を、大規模化ができると。そうしますと、当然収入がその分増える形になりますので、そういったことも含めて今回の土地改良長期計画の方は改正されているものだと考えてございます。

すみません、ちょっと的を得ていないかもしれないんですが、以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　先ほど、国会でもんだ後ではなく、要するに閣議決定の形でこれ決められたというところにちょっとした不安を感じるのは、国はこの事業に大してお金使いたくないんじゃないかと。何か出すだけみたいな感じですか。何か地方がそれを受け止めて、まあやるんだか、やらないんだかというような感じのその程度のことだとしたら、非常に危機感を更に強めなくちゃいけないんですが、例えばですね、これ計画を立てて、うちらの地域としてはこういうことをやりたいんだということを県なり国なりにどんどん上げていけば予算がつく可能性のあるものなのかどうか、その辺は答えにくいかと思うんですが、見通しとしていかがなのか、ちょっと答えていただけますか。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

いわゆる農業の補助金というのは、いろいろな、何というんですか、業種とか形態によっていろいろ

とございます。当然、最初、町長の答弁にございましたとおり、産地パワーアップ事業みたいな、要するに園芸施設を改修したりして新たな施設に改修するなどという補助金がございまして、その中に当然スマート農業技術を導入したりとか、国のほうではそういったスマート農業に特化したというよりは、こういう農業をやりたいという方に対しての補助金は多数ありますので、その中にスマート農業の技術を導入していくということで、国や県の補助金を活用していくということが考えられるかと思います。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　何というんでしょうね、国がもう金はこれだけ出すからこれでやってみろという計画をぜひ出してほしいなというのは正直なところなんですが、今後も私なりに勉強して、何かこういう質問をしたいなというときには、またさせていただくということで、この一つ目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　議員のほうから御質問のありました自給率の関係でございますが、毎年若干変動してございますが、先ほど議員おっしゃったとおりですね、米につきましてはほぼ１００％、麦につきましては大体１５％から２０％程度、それから大豆につきましては約５％から１０％程度となってございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内議員に申し上げますが、今の数字をお聞きになって質問ありますか。

○１番【隅内和男君】　いいえ、特にありません。

○議長【稲川　洋君】　よろしいですか。どうぞ。

○１番【隅内和男君】　それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問としては、世代間の交流がもたらす波及効果についてということなんですが、世代間の交流が期待される町の取組みや地域行事にどのようなものがあるかお伺いしたいということ。そして、世代間の交流がもたらす波及効果について町としてどう考えているか伺いたいということ。そして、ｅスポーツ、殊更ｅスポーツについて聞きますが、世代間の交流を無理なく進められる、無理なく進めることができ、地域行事などに自然に組み込まれることで町の活性化が期待できると思うが、考えをお伺いしたい。そして、四つ目としては、１０月２８日のシニアｅスポーツ教室、アンド、それとＶＲ体験講座への参加状況と今後の取組みについてお伺いできればと。そして五つ目として、大阪万博時のＧｅｅスポーツ大会において、これはｅスポーツをシニアがやるということでこのような命名になっているかと思いますが、上三川町のＷｈｉｔｅ　Ｈｅｒｏｎが優勝しましたが、町としてどう関わったかをお伺いしたいということです。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目と２点目については、関連がございますので、一括してお答えいたします。世代間交流が活発化することにより、少子高齢化や核家族化が進む中で、世代を超えたつながりや相互理解を深めることができ、高齢者の孤立防止や若い世代への教育効果、地域コミ

ュニティーの強化などが期待されます。世代間交流が期待できる町の取組みとしましては、文化祭やスポーツレクレーション祭といったイベントはもちろん、多世代が利用可能な複合施設である上三川町ＯＲＩＧＡＭＩプラザやそこで実施される各種事業の存在も重要かと考えております。地域行事につきましては、コミュニティーセンターで行われるお祭りなどは多世代が交流できるきっかけであると考えております。

次に、３点目についてお答えいたします。ｅスポーツは、年齢や身体能力、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめ世代間の交流を深める手段として注目されております。しかし、地域行事などに自然に組み込まれるためには、高齢者が持っている新しいものへの抵抗感やコンピューターへの拒否感などをいかに乗り越えるかといった課題がございますが、町の活性化に寄与する可能性は高いと考えております。今般の上三川町ＯＲＩＧＡＭＩプラザの建設に際しては、ｅスポーツの主に高齢男性等のひきこもり解消手段としての可能性に着目し、それに対応できるよう施設を整備し、ｅスポーツ講座を実施したところでございます。

次に、４点目についてお答えいたします。１０月２８日に実施したシニアｅスポーツ教室＆ＶＲ体験講座には、募集定員３０人に対し１７人の方に御参加いただきました。参加者が定員の約半数にとどまった原因といたしましては、先ほども答弁いたしましたとおり、ｅスポーツに対する高齢者の抵抗感や拒否感の高さが要因と考えることから、周知方法を改善するとともに、体験できる競技内容も考えながら今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、５点目についてお答えいたします。２０２５大阪関西万博会場で開催されたシニアｅスポーツ、Ｇｅｅスポーツ大会への町の関わりにつきましては、当初、主催者側から町に対して大会開催の御案内をいただきました。その後、大会の主催者との調整や上三川町社会福祉協議会への協力要請、週１回程度行われた練習会のサポート、大会当日の随行などの対応を行わせていただきました。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　答弁ありがとうございます。答弁の中にですね、相互の理解という言葉もありましたし、私が期待している答弁をいただいたというふうに思っております。

自分自身のことをちょっとだけ言わせていただくと、私、今７０歳です。私の父親は生きていれば１１５歳です。つまり、おやじが４５のときの子なので、しかも、おやじは満州事変というのに参加しました。そして、傷痍軍人となり終戦を迎え、そして戦後を役場の職員として生きてきたということです。その中で、私が父親との思い出を振り返ったときに、つまり、世代間、もうかなり離れた世代の交流の場面といったら、田んぼの中の小川みたいなところで釣りをした、おやじと釣りをした経験、そのぐらいしかありません。何で覚えているかといったら、やはり楽しさの共有だと思います。やはり自分なりに様々な工夫をし、そして、いろいろ餌だとかそういうものも工夫し、竿をどう扱おうかとか、様々なことを工夫しつつ競い合うようなこと、こういうことがやはり楽しさの源であり、全ての楽しさの共通する部分なんじゃないかなと思います。ゲームだってそうだと思います。ゲームは、例えば私とおやじの間では、ほとんど共有する体験というものはないんですが、今の子どもたちとおじいちゃん、おばあちゃんの世代は、実は戦後８０年がたちましたが、戦争のない８０年間をともに過ごしてきた時

代の、何というんでしょうか、流れはあったにしても、同じ時代を共有した共通の何かを持った世代だと思います。

ですから、例えばですね、今、回答の中に、高齢者が引き籠もっているときに出てくるきっかけになると。でも、ｅスポーツだとかそういうゲームに対しての抵抗感があるだろうということがあるんですが、では、子どもたちに我々の世代の持っている体験に結びつけようとしてもこれは難しいが、しかし、孫たちの世代の今の楽しさについて、高齢者といったら失礼かもしれませんが、シニア世代がうまく近づいていくことのほうがずっと現実味がある、私はそういうふうに感じています。このｅスポーツが、先ほど町の考え方としても、非常に今後活性化につながることであろうという答弁を聞いてとてもうれしく思ったんですが、結局はそのｅスポーツを通じて得られる波及効果の中には、それぞれの世代間の理解できていない部分、年寄りのくせにとか、あるいは子どものくせにとかというような、そういう物の見方をうまく出してですね、それぞれが持っている価値観やあるいは体験やそういったものをお互いに感じ合いながら交流する場を持つことで、要するに様々なことに発展していくという、そういう期待感です。ですから、子どもとシニア世代だけではなくて、例えばゲームであれば男女間の垣根も越える場合もある。だから、ｅスポーツを通じて男女が知り合っていくとか、あるいは、他の、自分の狭い人間関係ではなくて、人間関係をうんと広げるきっかけになると。そういったことを期待して、私このｅスポーツについては非常に可能性を感じているんですが、先ほど大阪万博のときのＷｈｉｔｅ　Ｈｅｒｏｎの優勝に町がどう関わったかについてお話を伺ったんですが、何か旅費だとか、一番何かお金がかかりそうな部分、この辺はどうなっていたのかを聞き漏らしたものですから、ちょっとお答え願っていいでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　旅費につきましては、社会福祉協議会から交通費、宿泊費ということで支給をされているところでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　嫌らしい言い方ですけれども、大体どのくらいなんというのは分かりますか。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　手元にある資料では、宿泊費が１万円以下で、交通費が往復で３万６，２６７円で、その他支度費としまして１万５，０００円を支給しているものでございます。大会に出席した町の職員分については、町のほうで旅費だけは負担しております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　そうですよね。やはり何かをやろうとすれば何らかのお金はかかってくるし、何か今のお話を聞いていると、１万円以下というのはかなり安めの設定かなというふうな気持ちもちょっとだけするんですけれども、まあそれはいろいろな取組みの中でのことですから、その額についてとやかく言うつもりはありません。

そしてまた、地域の行事だとかも含めて、今後の取組みとしてというところをちょっとお聞きしたい

んですが、例えばですね、地域には各地区にシニアクラブというのがあるはずです、シニアクラブ。それと、育成会組織というのもあるはずですよね。育成会組織があり、そしてシニアクラブがあると。これが同じｅスポーツというものを接着剤でもってくっついていく、こういうふうな考え方というのはされることはないんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　ただ今の御質問にお答えします。

生涯学習課では、先ほど町長答弁でもございましたとおり、ｅスポーツの可能性を考え、いろいろと講座を実施しているということはお話しさせていただきました。進んでいけば、そういうような地域で活動が活性化されて世代間交流というのが深まればというふうに考えている次第ではございます。

シニアクラブ、育成会での普及というのはなかなか、今後例えば機材とかいろんなものの問題とかもあると思いますので、ハードルがいろいろとあるかと思いますが、そういう理想に進んでいけるよう、まずは基盤的な整備というのを生涯学習センター講座とかでも実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　それでは、時間がですね、少なくなってきちゃって、このことについては改めてまた聞く形があるかもしれませんが、嫌がらずに答えていただければと思います。

そして、三つ目の質問に入ります。町への愛着を育み魅力を発信する取組みについてということですけれども、一つ目ですね、町への愛着を育むため町としてどう取り組んでいるかを伺いたいということ。それと、町民の歌は学校行事や授業、町行事でどの程度歌われているか伺いたいということ。そして３番目、町民の歌は制定後５０年、これ正確に言えば４７年だと思います、５０年近くたつもうすばらしい歌ですが、町出身の人材の力を結集して新たに作成する考えがあるか伺いたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。町への愛着を育む取組みといたしましては、教育の中では地域の特色を体験的に学ぶことや地域の人々と触れ合いながら学ぶこと、更に、地域の伝統文化を学ぶことなどを発達段階に応じて各教科や総合的な学習の時間の内容に取り入れております。また、町内中学校や高校の生徒には町で開催する文化やスポーツ、福祉などの様々なイベント等へのボランティアとして多数協力していただいております。民間企業が行う居住満足度調査において、「街に愛着がある」という項目では県内全体１位、「住み続けたい街」のランキングでは２位という結果も公表されております。将来にわたり、町民の皆様にとりまして愛着を感じ住み続けたい町であるため、教育やボランティアなどの様々な体験や人との交流を通して町への愛着を育む取組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、２点目についてお答えいたします。町民の歌は昭和５３年に制定され、同年に歌唱、演奏を収録したレコードを町民等に頒布し、近年でも町の行事等で活用しております。現在、町内の小中学校において学校行事や授業などでの活用は行っておりませんが、町主催の行事において、直近では本年１１

月３日にした上三川町政７０周年記念式典をはじめ、二十歳のつどい、自治功労者表彰式、町職員の辞令交付式などの式典で活用をしております。今後も町行事等での活用の場を広げていきたいと考えております。

次に、３点目についてお答えいたします。町民の歌は制定以来長く受け継がれており、今後も現町民の歌を先人の大切な財産として後世に残していきたいと考えております。そのため、現在のところ新たな町民の歌を制定する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　答弁ありがとうございます。実は、愛着度や住み続けたいということについては、私はこの次の質問でそのことを言おうかと思ったんですが、町長の答弁の中にそれがしっかりと入っていて、一つ質問を失ったという状況なんですが、改めて質問をさせていただきます。

実は、私、町政７０周年記念合唱団というのに参加いたしまして、この町民の歌を声高らかに歌ってまいりました。自分でも町を愛する心を十分に表したつもりで歌っております。その他にもあと２曲歌わせていただいたんですが、大変すばらしい歌です。ただ、先ほども言いましたけど、４７年たち、しかもこの作曲者、作詞者、ビッグネームですよね。泉漾太郎さんというのは、栃木県のいわゆる文化協会的なところの会長さんまで務められた作家であり、そして詩人なんでしょうかね。そしてまた、中田喜直さんといえば、もうこれこそ大変なビッグネームで、「雪の降るまちを」とか「めだかの学校」とか「ちいさい秋みつけた」とか「夏の思い出」とか、我々が子どもの頃口ずさんだ曲多くをこの方が作曲されていると。この方は日本全国の小中学校、高校の校歌なりなんなりを作曲され、町の歌、私、調べてみました。中田喜直さんを調べている中で、町の歌というのの二、三番目に上三川町民の歌というのがちゃんとリストの中に入っております。ですから、これを全くなきものにして新しい歌を作るというのには大変な勇気の要ることだということも十分承知しているんですが、先ほど７０周年のところで私、町民の合唱団に参加したという話をさせていただきましたが、それに来ていた町出身の音楽家である福丸光詩さん、そして早川愛さん、林さん、古市さん、そういった方々。特にですね、福丸光詩君、私が明治中学校の校長をさせていただいたときの３年生でした。早川愛さん、この方も私が上中の校長をしていたときの３年生、卒業生です。二人とももものすごく印象深い。しかも、この福丸光詩君などは日本の作曲の音楽のコンクールで第１位を取っている。最近も朝日のそういった賞をいただいて、賞金も多額の賞金を得ているというような、将来は中田喜直さんに匹敵するような作曲家になるかもしれない、そういう人材ですよ。そういった人材が上三川町にあるということ、それを踏まえると、何かこの人たちの力を少し結集して何か新たなものをつくり出すということ、そして、それを事あるごとに発信していくということ……。

○議長【稲川　洋君】　隅内議員に申し上げますが、２分を切りましたので、質問を精査してください。

○１番【隅内和男君】　ありがとうございます。精査します。

ということで、そういったことを踏まえて、ぜひですね、この上三川町の歌という形でなくとも、上三川町の町民が本当にふだんから何気なく歌えるような、そういう歌を作るというようなことについての考えがあるかどうか、ちょっとだけ聞かせてください。

○議長【稲川　洋君】　町長。

○町長【星野光利君】　隅内議員のすばらしい美声は私も一番前で聞かせていただきました。すばらしい合唱団に参加いただいてありがとうございます。

福丸さんは明治のコミセンのブラスバンド明児から、ずっと子どもの幼少の頃から町でそうやって育ってくださって、事あるごとに町のイベントにも御協力いただいております。一方、上三川町民の歌は今まで私が町長と語る会ということで、各種各層いろんな団体の方から今現在の町民の歌をもっと活用すべきという御提案も頂いておりますので、今の町民の歌は非常にやっぱり大切な歌としてきちんとこれからも町民の皆様と大事にしていきたい。また、福丸さんなどこれから次代を担うすばらしい町にいる若者の皆さんに何らかの機会でまたいろいろ協力をいただくということは、これからいろいろ考えていく中で、町民の歌はこれは私としては大事にしていきたいと。これから福丸さんたちの、あのすばらしい方々を町のためにいろいろ御協力いただくことは、これからちょっと今すぐ短いスパンで考えるんじゃなくて、もう少し長いスパンでこれからちょっと研究していきたいなと思っております。

○議長【稲川　洋君】　隅内和男君。

○１番【隅内和男君】　今、自衛隊員の成り手不足、そういったことが言われていますが、アメリカなどでも兵として志願する人がやっぱり減っている。そういう募集をかけるんだそうですが、そういったときにやはり一番鍵になることというのは愛国心だということなんですね。日本の自衛隊をやるにしても、募集するにしても、やはり愛国心を刺激することの大切さ、愛国心、しかもこの町をこれから発展させていく、豊かにしていく、そして住みたい、そして戻ってきたい、そういうふうにするのには、やはり町を愛する心を育むことが一番の鍵なんじゃないかということ、そういったことを何だか７０になって何か熱く言っている自分が何となく今ちょっと恥ずかしくもあるんですが、ぜひですね、そういう気持ちを受けて、何らかのことをやっていただきたいということでお願いして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　この前の質問の旅費、宿泊費のところで私、１万円程度ということでお話をさせていただきましたが、実際には一人当たり１万５，３８０円となっております。訂正させていただきます。

○議長【稲川　洋君】　よろしいですか、それについては。

○１番【隅内和男君】　はい、大丈夫です。

○議長【稲川　洋君】　１番・隅内和男君の質問が終わりました。

○議長【稲川　洋君】　一般質問途中ですが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日２日も午前１０時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後２時４９分　延会